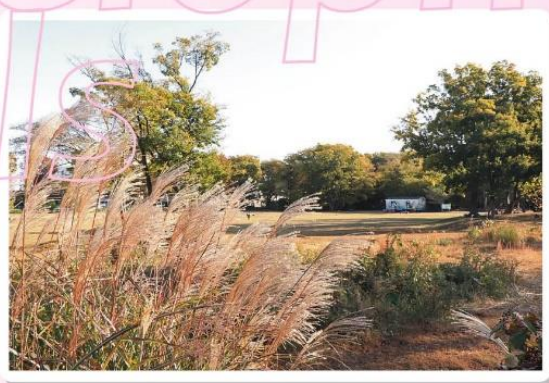


第6次

朝霞市一般廃棄物処理基本計画

資料編



令和6年3月

資料編

1 朝霞市廃棄物の減量及び適正化に関する条例	2
2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例	10
3 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過	12
4 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	14
5 ごみ処理事業の経緯	15
6 ごみに関するアンケート	17
7 ごみに関するワークショップ（市民意見交換会）	61
8 市民環境団体ヒアリング	68
9 パブリック・コメント	74
10 市民説明会	74
11 ごみ排出量の将来推計	75
12 用語の解説	81

1 朝霞市廃棄物の減量及び適正化に関する条例

平成10年12月24日
条例第35号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (5) 再生品 再生資源を原料として製品化した物をいう。
- (6) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再使用すること又は資源として利用することをいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の意義の例による。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び

資源の有効利用に努めなければならない。

- 3 事業者は、廃棄物の減量及びその適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

(市が行う廃棄物の減量)

第6条 市は、廃棄物の分別収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

第7条 市民は、再生利用が可能な物の分別を行い、これを資源の回収日に排出すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品の購入に当たっては、当該商品の内容、包装等を考慮し、廃棄物の減量及び資源の有効利用並びに生活環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、再生資源及び再生品を使用するとともに、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再生利用を推進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第9条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるものに対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(事業用建築物の所有者等の義務等)

第10条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量が図られるようその管理を行わなければならない。

- 2 事業用の建築物で規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する業務の実施に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 事業用の建築物の占有者は、当該建築物の所有者の指示に従い、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。
- 5 市長は、事業用の建築物の所有者又は占有者に対し、前各項の規定の実施に関し必要な事項を指示することができる。

(再生利用促進物)

第11条 市長は、再生利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用

促進物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。
- 3 再生利用促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら率先して再生利用促進物の回収を行うこと等により、その再生利用の推進に努めなければならない。
- 4 市長は、再生利用促進物の再生利用が促進されるよう市民及び事業者と協力して、再生利用促進物の周知、その回収及び再生利用の啓発に努めなければならない。
- 5 市長は、再生利用促進物ができるべく廃棄物として処分されることのないよう再生利用促進物の製造、加工、販売等を行った事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、再生利用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再生利用の推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、消費者が商品の購入に当たって、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、消費者が包装、容器等を不要とし、又はその返却をするときには、その回収に努めなければならない。

(市民の自主的活動への支援)

第13条 市は、再生利用その他廃棄物の減量化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めるものとする。

(再生資源収集団体への支援)

第14条 市は、再生資源の収集を行う団体の活動を促進するため、当該団体を支援するよう努めるものとする。

第3章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画の告示)

第15条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(家庭系廃棄物の処理)

第16条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市が行う家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 3 市民は、一時多量に排出する家庭系廃棄物で規則で定めるもの（以下「一時多量家庭系廃棄物」という。）については、市長に届け出て、市長の指示する場所に自ら運搬しなければならない。

(資源物の所有権)

第16条の2 前条第2項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、資源物（再生利用を目的として分別して収集するものをいう。）の所有権は、市に帰属する。

- 2 市又は市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬しては

ならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第 17 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物収集運搬業者に運搬させ、若しくは一般廃棄物処分業者に処分させなければならない。

2 市は、家庭系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を市の処理施設において行うことができる。

(適正処理困難物の指定等)

第 18 条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっていると認められるもの(法第 6 条の 3 第 1 項の規定により指定されたものを除く。)を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該適正処理困難物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

(動物の死体の処理)

第 19 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(排出禁止物)

第 20 条 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 市長は、前項各号に規定する物を処分しようとする者に対し、必要な事項を指示することができる。

第 4 章 地域の生活環境

(土地又は建物の管理)

第 21 条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、その占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、当該廃棄物を自らの責任において処理するよう努めなければならない。

(ごみ集積所の清潔保持)

第 22 条 ごみ集積所の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積所の清潔を保つよう努めなければならない。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第23条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める手数料を徴収する。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を免除することができる。

(許可申請手数料)

第24条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

2 前項の規定により既に納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る縦覧の手続等

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第25条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により市長が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び利害関係を有する者への生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与（以下「縦覧等」という。）の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第26条 市長は、縦覧等をしようとするときは、その旨を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第27条 調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第28条 意見書の提出先は、市長が第26条の規定による告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(見解書の作成等)

第29条 市長は、意見書の提出があったときは、見解書（当該意見書に対する見解を記載した書面をいう。）を遅滞なく作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第30条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は埼

玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第26条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市区との協議）

第31条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

（技術管理者の資格）

第32条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- （2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （3） 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （6） 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （7） 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （8） 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （9） 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて

卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第7章 補則

(勧告及び公表)

第33条 市長は、第9条に規定する指示に従わない事業者又は第17条第1項に違反している事業者に対し、期限を定めて当該指示の内容を履行するよう又は当該違反している事実を改善するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にもその理由を通知し、意見を述べる機会及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第34条 市長は、前条第2項の規定による公表をした後において、当該事業者が同条第1項の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者から排出される事業系一般廃棄物を市の処理施設で受け入れることを拒否することができる。

(報告の徴収)

第35条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第36条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業所に立ち入り、一般廃棄物の処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請がなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により行

われた処分その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成 11 年条例第 15 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 26 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 4 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 29 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 3 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 8 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例

平成6年3月28日
条例第7号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、朝霞市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議し、これらの事項について答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部資源リサイクル課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第34号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 13 号）

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 41 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

3 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

開催日	内 容
令和4年5月27日	令和4年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和3年度実施分)
令和4年8月5日	令和4年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定について ○ごみ処理広域化について
令和4年10月24日	令和4年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査の実施要領について
令和4年11月4日から 令和4年11月30日 まで	朝霞市のごみに関するアンケート調査
令和5年2月6日	令和4年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査結果の報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うワークショップの実施について ○朝霞市・和光市ごみ処理広域化の進捗状況について
令和5年5月21日	朝霞市のごみに関するワークショップ(市民意見交換会)
令和5年5月31日	令和5年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和4年度実施分)
令和5年8月1日、19日	朝霞市市民環境団体ヒアリング(3団体)
令和5年8月2日	令和5年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○ワークショップの実施報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の施策検討について ○ごみ処理広域化について
令和5年10月31日	令和5年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○環境団体ヒアリングの結果報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○パブリック・コメントの実施について ○市民説明会の実施について

開催日	内 容
令和5年11月21日から令和5年12月21日まで	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についてのパブリック・コメント
令和5年12月4日、9日	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についての市民説明会（計3回）
令和6年1月19日	令和5年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について ○パブリック・コメント及び市民説明会の結果報告について

4 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(1) 令和4年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		松下 昌代	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		関口 博信	朝霞市自治会連合会 副会長
		○渋谷 昇 ※第2回審議会から変更	
第3号	公募による市民	高橋 義幸	
		柳下 克枝	

(2) 令和5年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	永吉 雄一	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		平塚 知嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		○山内 善四郎	朝霞市自治会連合会 副会長
第3号	公募による市民	原 賢治	
		巻島 恵	

5 ごみ処理事業の経緯

年月	事業等の内容
昭和 36 年 9 月	・朝霞町焼却炉竣工（固定バッチ式焼却炉〔7.5t/8h 後、5t 増設〕）、運搬トラック 2 台、職員 7 名で対応
昭和 47 年 10 月	・朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
昭和 50 年 4 月	・粗大ごみ有料収集運搬開始（予約申込み制）
昭和 59 年 8 月	・粗大ごみ処理施設（30t/5h）竣工、建物延面積 460.813 m ² 総工費 217,000 千円
昭和 61 年 4 月	・焼却灰処理委託（茨城県北茨城市）開始 ※平成 18 年度で終了
平成元年 4 月	・可燃ごみ収集業務 一部地区での委託開始 ・焼却灰処理委託（埼玉県寄居町）開始
平成元年 7 月	・不燃物の分別容器配布開始
平成元年 10 月	・地域リサイクル活動推進補助金制度開始
平成 3 年 8 月	・市内公共施設に牛乳パックの回収箱を設置 ・空き缶圧縮機を集団回収団体に貸付開始
平成 4 年 4 月	・資源ごみ（新聞、雑紙、ダンボール、布類）の収集開始 ・カレット、アルミの再資源化開始
平成 4 年 8 月	・焼却灰処理委託（群馬県草津町）開始
平成 4 年 10 月	・ストーカ式焼却炉（80t/16h）建設に着工
平成 5 年 10 月	・焼却灰処理委託（長野県豊田村、平成 18 年度から中野市）開始 ※平成 21 年度で終了
平成 5 年 11 月	・第 1 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 6 年 4 月	・可燃ごみ収集業務を市内全域委託業務に移行
平成 6 年 6 月	・朝霞市廃棄物減量等推進審議会の設置 ・第 1 期朝霞市分別収集計画策定
平成 6 年 12 月	・朝霞市クリーンセンター 80t 炉ごみ焼却処理施設竣工（40t/16h×2 炉 ストーカ炉） 建物延面積 3,570.82 m ² 総工費 4,480,500 千円 ・60t 炉ごみ焼却処理施設休止
平成 7 年 1 月	・80t 炉ごみ焼却処理施設稼働開始
平成 7 年 5 月	・紙パックと再生トイレットペーパーとの交換事業開始 ・ごみ集積所用クリーンネットの貸付開始
平成 9 年 4 月	・あき缶資源化施設竣工（5t/5h）、建物延面積 131.36 m ² 総工費 33,475 千円 ・「資源の日」を週 1 回設け、びん、かん、ペットボトル、新聞、布類、ダンボールの 7 品目の分別収集開始 ・公共施設での乾電池回収箱設置 ・市内スーパーに、食品トレーの店頭回収の協力依頼
平成 9 年 6 月	・80t 炉全連化改造工事着工（60t/24h×2 炉）
平成 9 年 10 月	・80t 炉全連化改造工事竣工（60t/24h×2 炉）、総工事費 37,800 千円
平成 10 年 4 月	・透明、半透明ごみ袋の完全実施 ・電動式生ごみ処理機購入者への補助金交付開始
平成 11 年 3 月	・第 2 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 11 年 4 月	・朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
平成 11 年 6 月	・第 2 期朝霞市分別収集計画策定
平成 11 年 10 月	・朝霞市リサイクル推進員制度の設置
平成 12 年 7 月	・朝霞市リサイクルプラザ（エコネットあさか）開所
平成 13 年 4 月	・プラスチック資源ごみ分別収集の開始 ・燃やせないごみ、資源ごみの祝日収集の開始 ・家電リサイクル法施行に伴い、家電 4 品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）を粗大ごみから除外
平成 14 年 4 月	・セメント原料化するため、焼却灰（主灰）の一部の搬出開始
平成 14 年 6 月	・第 3 期朝霞市分別収集計画策定
平成 14 年 11 月	・折りたたみ分別容器配布開始
平成 16 年 3 月	・飛灰のセメント資源化に伴うごみ処理焼却処理施設の乾灰（飛灰）取出し設備設置工事竣工、総工事費 21,420 千円 ・第 3 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定 ・セメント原料化するため、焼却灰（主灰）の一部に加え、飛灰の一部を搬出開始
平成 16 年 10 月	・資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンを粗大ごみ及び不燃ごみから除外
平成 17 年 6 月	・資源物の横取り防止の規定を条例で定める ・第 4 期朝霞市分別収集計画策定

年月	事業等の内容
平成 17 年 7 月	・容器包装プラスチックリサイクル処理問題について調査委員会を設置
平成 17 年 10 月	・「資源ごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」の収集業者を変更
平成 18 年 4 月	・クリーンセンターの搬入時間拡大（生活系ごみ 第2、4土曜日→毎週土曜日） ・「粗大ごみ」の取り扱いが一部変更
平成 18 年 9 月	・紙パックと再生トイレトーパーとの交換事業廃止
平成 18 年 10 月	・紙パック集積所収集を開始 ・クリーンセンターの搬入拡大（毎週土曜日生活系ごみ→毎週土曜日生活系ごみと事業系ごみ）
平成 19 年 3 月	・紙パック、乾電池の拠点回収を終了
平成 19 年 6 月	・第 5 期朝霞市分別収集計画策定
平成 19 年 7 月	・生活系ごみ訪問収集事業を実施
平成 19 年 11 月	・「資源とゴミの分け方、出し方」のパンフレットを全戸配布（全面改正） ・粗大ごみシール制度開始+料金体系改正（12月1日収集分より） ・雑誌について透明のビニール袋または紙袋に入れても収集可能に変更 ・ペットボトルについて、ラベルまで取ることに変更 ・ビデオテープ、カセットテープは施設に悪影響があるため不燃ごみで排出するよう変更
平成 20 年 4 月	・セメント原料化するため固化灰（ばいじん）の一部の搬出開始
平成 20 年 11 月	・布団有価売り払い開始
平成 21 年 2 月	・携帯電話有価売却開始
平成 21 年 3 月	・第 4 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 21 年 4 月	・ペットボトルの容リ協へ引き取り依頼開始 ・硬質プラスチック有価売り払い開始 ・プラスチック類処理施設稼働開始 ・新たな焼却灰処理委託（山形県米沢市）開始 ・粗大ごみ処理施設から出たビデオテープ等のプラスチック類を搬出開始 ・プラスチック類処理施設から出た汚れたプラスチック類等を搬出開始
平成 21 年 8 月	・発泡スチロール売り払い開始
平成 21 年 9 月	・不燃物の搬出契約開始 ・プラスチック類処理施設から出た汚れたペットボトルを有価売り払い開始
平成 22 年 3 月	・朝霞市一般廃棄物処理業務に係る専門委員会の廃止 ・リサイクル推進員制度の廃止 ・電動式生ごみ処理機の貸出終了（メーカー耐用年数が過ぎたため）
平成 22 年 4 月	・市内全域の粗大ごみ収集委託業務を 1 社に委託開始 ・ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設、プラスチック類処理施設の運営管理委託業務を長期継続契約に変更（契約期間 3 年間） ・焼却炉の延命化工事を開始（5 年計画） ・事業系ごみの搬入品目見直し（金属、廃プラスチック等）
平成 22 年 6 月	・第 6 期朝霞市分別収集計画策定
平成 22 年 6 月	・ごみ集積所監視パトロール業務委託開始（リサイクル推進員制度を見直して開始した業務）
平成 22 年 10 月	・ごみのパンフレット全戸配布（表紙の 3 R 啓発強調）
平成 23 年 2 月	・新計量システム導入（従前の台貫に加えて、焼却灰積み込み場前にも台貫を設置）
平成 23 年 3 月	・生ごみ処理機器機購入費補助金におけるコンポスト、EMぼかしに対する補助が終了（電動生ごみ処理機に対する補助はそのまま継続）
平成 23 年 4 月	・スプレー缶処理委託開始 ・発泡スチロール有償引取
平成 23 年 10 月	・ごみのパンフレット改定版作成
平成 25 年 6 月	・第 7 期朝霞市分別収集計画策定
平成 25 年 11 月	・小型家電リサイクル制度運用開始
平成 26 年 3 月	・第 5 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 26 年 10 月	・小型家電リサイクル拠点回収開始
平成 27 年 4 月	・新たな焼却灰処理委託（宮城県栗原市、栃木県日光市）開始
平成 28 年 4 月	・布団、発泡スチロール有価売却終了
平成 28 年 6 月	・第 8 期朝霞市分別収集計画策定
平成 29 年 5 月	・ごみ焼却処理施設事業延期（3 年程度）
平成 29 年 8 月	・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト参加
平成 30 年 1 月	・資源とごみの分け方出し方のパンフレット全戸配布
平成 30 年 6 月	・ごみ処理施設建設広域化協議開始
平成 30 年 8 月	・朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書の締結
平成 31 年 4 月	・朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会設置
令和元年 6 月	・第 9 期朝霞市分別収集計画策定
令和 2 年 5 月	・ごみ処理広域化基本構想策定
令和 2 年 7 月	・朝霞和光資源循環組合設立に関する協定書の締結
令和 2 年 10 月	・朝霞和光資源循環組合設立
令和 4 年 6 月	・第 10 期朝霞市分別収集計画策定
令和 4 年 9 月	・朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画策定

6 ごみに関するアンケート

(1) 目的

市民や事業者等を対象に、ごみに関する意識や意見を把握するために実施しました。

(2) 概要

項目	一般市民	中学生	事業所	収集運搬業者 (許可業者)	
対象	2,000 人	1,102 人 ^{※1}	200 社	14 社	
調査対象	市内在住の 18 歳以上	市立中学校に在籍する 中学 1 年生	市内に事業所がある 事業者	令和 4 年 10 月 1 日時 点で市に登録されてい る一般廃棄物処理許可 業者	
抽出方法	住民基本台帳（令和 4 年 10 月 1 日）に基づ き無作為抽出	市立中学校に在籍する 中学 1 年生全員	多量排出事業者約 50 社（事業系一般廃棄物 減量等計画書を提出し ている事業者を含め る）+約 150 社	全許可事業者	
調査期間	令和 4 年 11 月 4 日～11 月 30 日				
調査 方法	配布 方法	直接郵送法	学校でクラスごとに 配布	直接郵送法	郵送配布（Web なし）
	回収 方法	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	Web（QR コードによる オンライン回答）	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	郵送回収（Web なし）
回収数	777 人 ^{※2}	723 人	124 社 ^{※3}	11 社	
回収率	38.9%	65.6%	62.0%	78.6%	

※1：令和 4 年 11 月 1 日時点在籍者

※2：うち、オンライン回答：208 人

※3：うち、オンライン回答：15 社

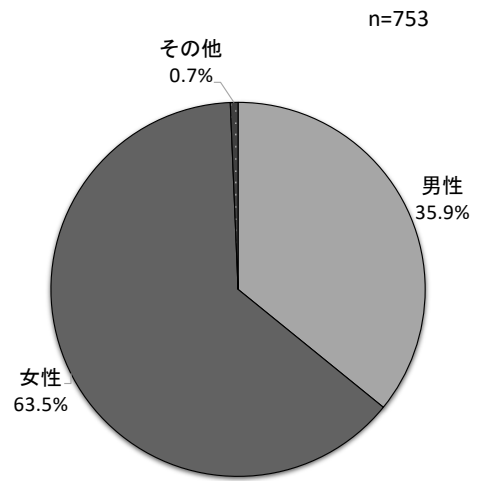
《参考》前回調査（平成 25 年 6 月実施時）の回収率：51.8%

(3) アンケート調査結果

1) 一般市民

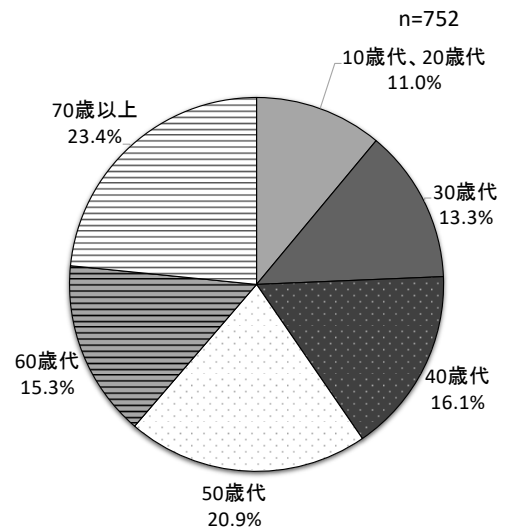
【属性1】 性別を教えてください。

回答者の性別は、女性が約6割、男性が約4割となっています。



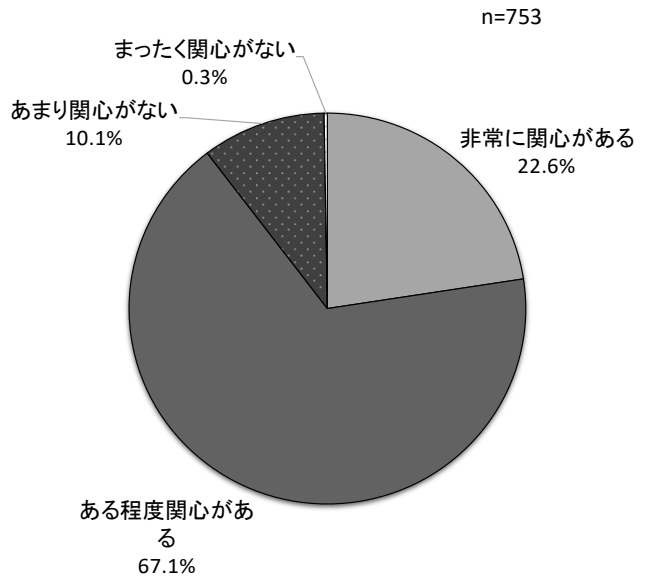
【属性2】 年齢を教えてください。

回答者の年齢は、10歳代、20歳代から70歳以上まで満遍なく回答が得られています。



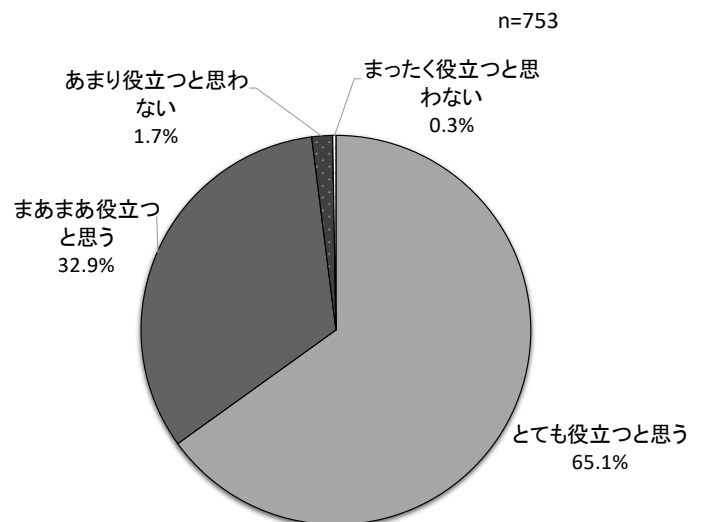
【問1】 あなたは、ごみの問題についてどの程度関心がありますか。

約90%の人がごみ問題について関心があると回答しています。



【問2】 ごみの減量化やリサイクルが、持続可能な社会づくりに役立つと思いますか。

約97%の人が持続可能な社会づくりに役立つと思うと回答しています。

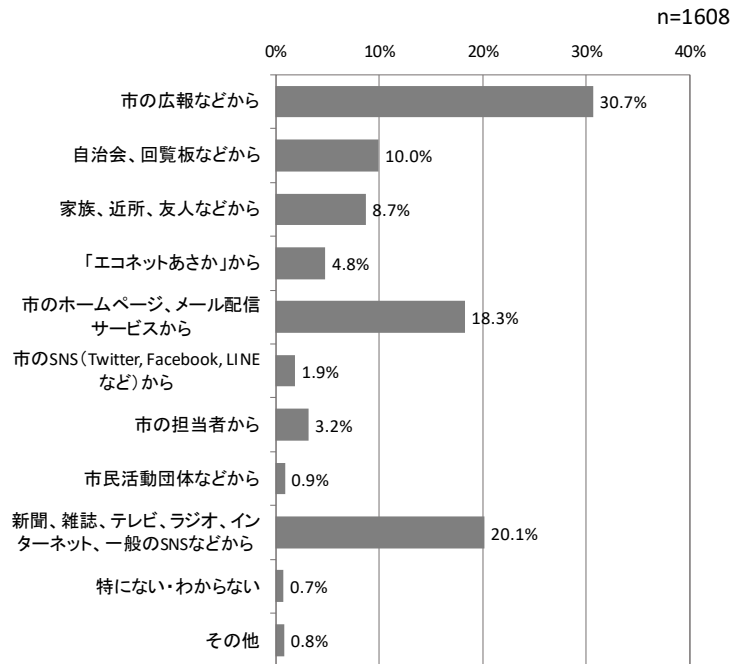


【問3】 ごみに関する情報が欲しい場合、あなたはどこから入手しますか。
(複数回答)

ごみに関する情報の入手先は、「市の広報などから」が最も多く、次いで「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、一般のSNSなどから」、「市のホームページ、メール配信サービスから」となっています。

〈その他回答〉

- ・回収業者、クリーンセンターに聞く。
- ・ゴミ出し場に貼り出しているパネルや告知を参照。

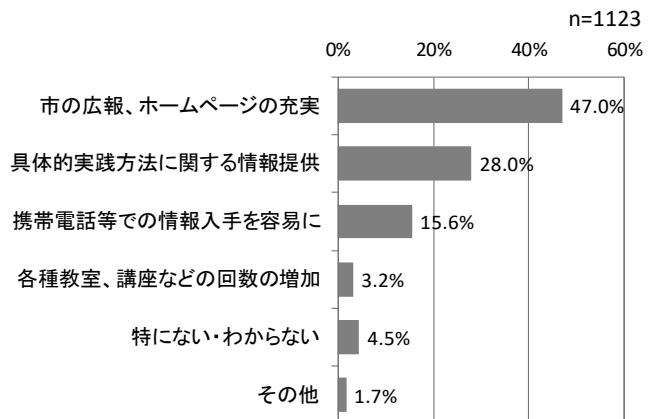


【問4】 ごみに関する情報入手のため、市にどのような支援を望みますか。
(複数回答)

ごみに関する情報入手のため、市には、「市の広報、ホームページの充実」や「具体的実践方法に関する情報提供」、「携帯電話等での情報入手を容易に」、「各種教室、講座などの回数の増加」の支援が望まれています。

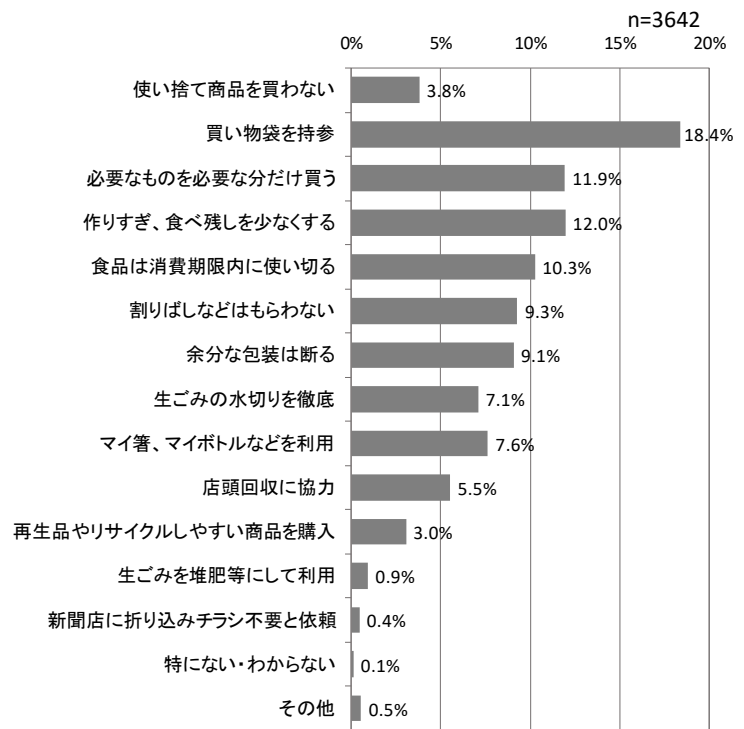
〈その他回答〉

- ・各町の回覧板に入れる。
- ・他組織と共同で情報提供を行う。
- ・分別の理由、不燃ゴミの行き先に関する情報提供。



【問5】 ごみを減らすために、あなたが日頃行っていることは何ですか。(複数回答)

ごみを減らすための日頃の取り組みは、「買い物袋を持参」が最も多く、次いで「作りすぎ、食べ残しを少なくする」、「必要なものを必要な分だけ買う」となっています。

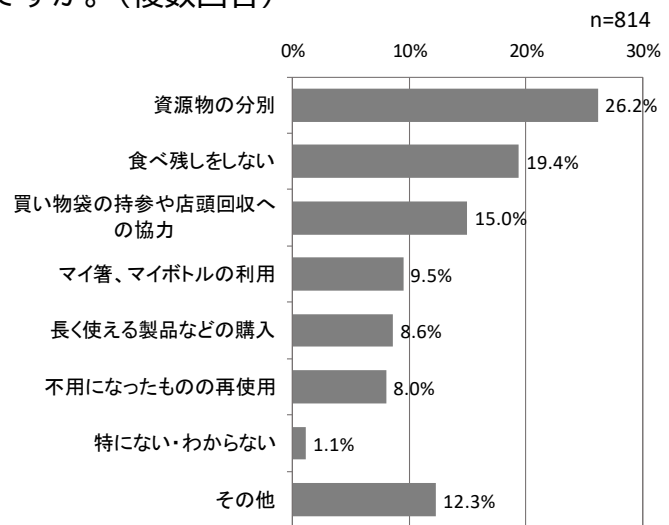


〈その他回答〉

- ・ 明細書等はwebに切り替えた。
- ・ 広告を裏紙として使う。惣菜の皿を料理で再利用。使い捨て布巾を雑巾に利用。
- ・ 紙類は出来るだけリサイクルに出している。
- ・ ビニール袋など洗って干して再利用。
- ・ ディスポーザーを利用。
- ・ 発泡スチロールは洗って、一度にまとめて資源ゴミに出す。
- ・ 回収する人が手間にならないよう1つにまとめる。
- ・ 不用品はフリマアプリやリサイクルショップで売る。

【問6】 (お子様がいらっしゃる世帯にお聞きします。) お子様へのごみに関する教育のために、心掛けていることは何ですか。(複数回答)

家庭における子どもへのごみに関する教育として、「資源物の分別」が最も多く、次いで「食べ残しをしない」、「買い物袋の持参や店頭回収への協力」が取り組まれています。

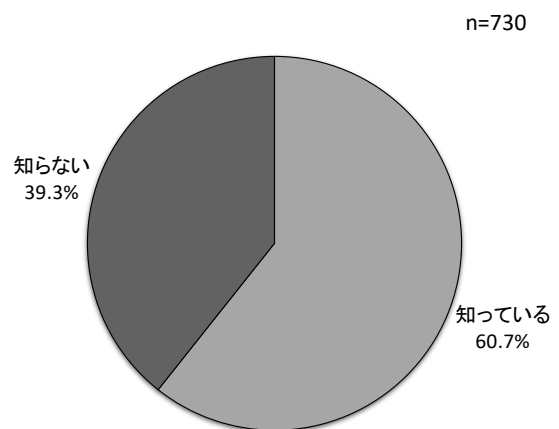


〈その他回答〉

- ・ 不用品（おもちゃ、服など）はフリマアプリ、リサイクルショップで売る。
- ・ SDGs や地球温暖化等の環境学習。

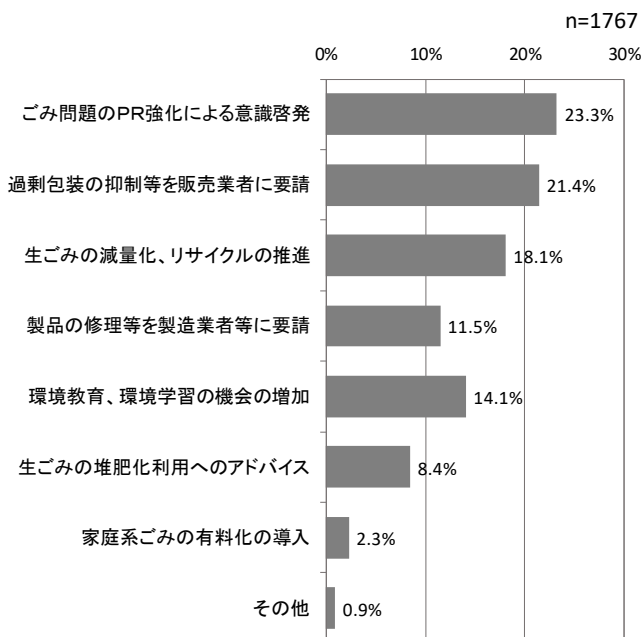
【問7】 あなたは、資源回収ボックス設置場所を知っていますか。

資源回収ボックスの設置場所についての認知度は、約6割となっています。



【問8】 ごみ減量化のために市が行うべき取組は何だと思いますか。(複数回答)

ごみ減量化のために市が行うべき取組は、「ごみ問題のPR強化による意識啓発」、「過剰包装の抑制等を販売業者に要請」、「生ごみの減量化、リサイクルの推進」となっています。

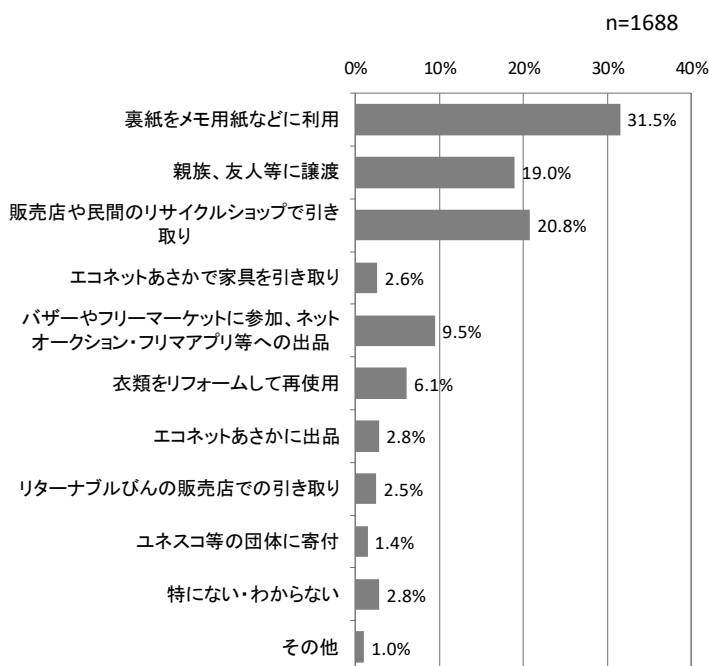


〈その他回答〉

- ・ 減量化に寄与したらポイント付与。ポイントに応じて、市のサービスが変わる。(お金ではないメリットを提供する)
- ・ 粗大ゴミのリサイクルを充実させる。手軽に、利用できるよう場所を増やす。
- ・ もう少し細めな分別があっても良いと思う。
- ・ ごみ減量化は大切で進めていくべきだとけど、あまりにも手間がかかったり、めんどろだとやらなくなるかもしれないので、ちょっとした手間ですることがよいと思う。アパート等も多いので。

【問9】 不用になったものを再利用するために、どのようなことをやっていますか。(複数回答)

不用品を再使用するために、「裏紙をメモ用紙などに利用」、「販売店や民間のリサイクルショップで引き取り」、「親族、友人等に譲渡」などが実施されています。



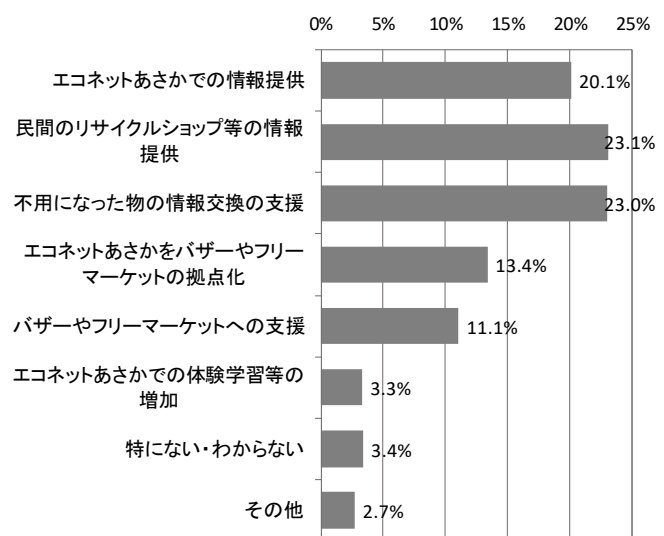
〈その他回答〉

- ・ リサイクルショップへ持ちこめない不要服、タオル（使用済）などをカットして掃除に使用。
- ・ 庭の雑草は庭に埋める。
- ・ 不用にならないように計画的に購入する。
- ・ 何でも直せる物は直して再利用。
- ・ 新たに購入しようとするものはリサイクル品が多い。（衣類や、その他生活用品）

【問10】 不用になったものを再利用できるようにするため、市に取り組んでほしいことはなんですか。（複数回答）

n=1510

再利用を推進するために、市には、「民間のリサイクルショップ等の情報提供」、「不用になった物の情報交換の支援」、「エコネットあさかでの情報提供」などの取り組みが望まれています。

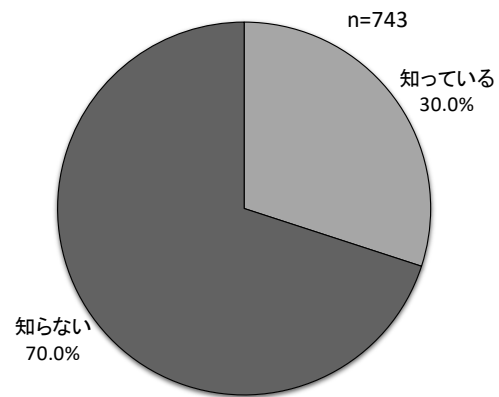


〈その他回答〉

- ・ 生ごみの堆肥化はマンションでは難しいので市主導で試しにやってみてほしい。
- ・ 不用品を気軽に活用する仕組みの構築、市民が集まるような場の創出。もっとアイデアを出して実現させてほしい。
- ・ リチウムバッテリーの回収。
- ・ 寄付BOXのようなものを設置。
- ・ 民間のリサイクルショップ等との協力で売りやすい環境づくり。
- ・ 市の収益となる物は回収する。
- ・ リサイクル店の誘致。
- ・ 市で取り扱わない大きいゴミの処理の仕方を丁寧に周知。

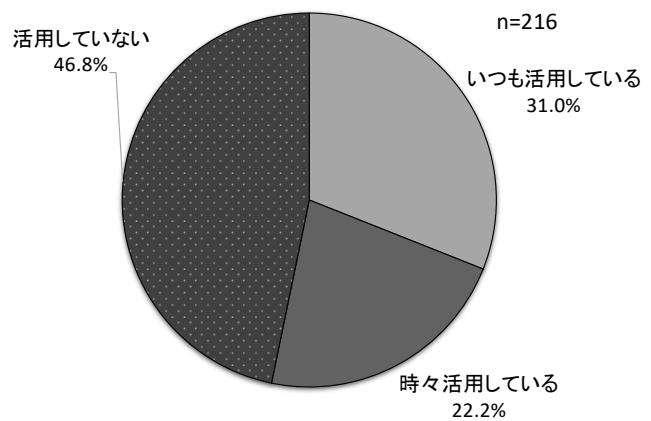
【問11】 あなたは、集団資源回収について知っていますか。

集団資源回収の認知度は、3割となっています。



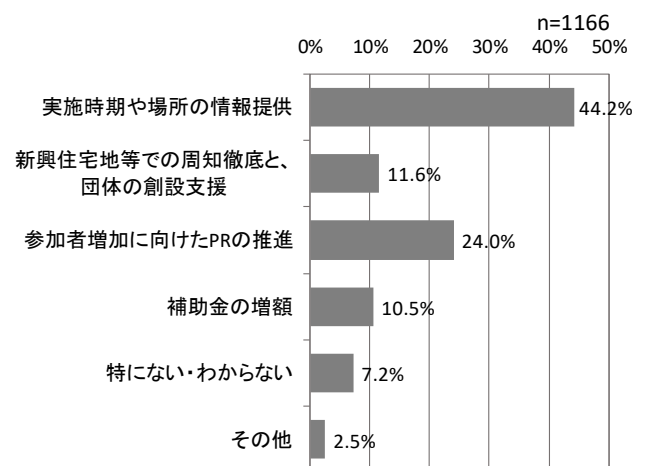
【問12】 どのくらい集団資源回収を活用していますか。(問11で「知っている」と回答した方対象)

集団資源回収について、知っていても、その半数が「活用していない」結果となっています。



【問13】 集団資源回収を進めるために、市に取り組んでほしいことはなんですか。(複数回答)

市には、「実施時期や場所の情報提供」、「参加者に向けたPRの推進」、「新興住宅地等での周知徹底と、団体の創設支援」などの取り組みが望まれています。



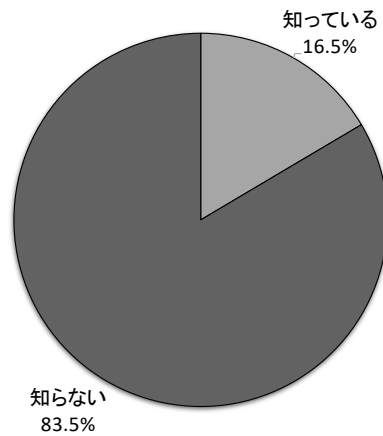
〈その他回答〉

- ・ 市民が持っていきたいと思う工夫（スーパーや飲食店との協働や健康づくりとのコラボ、など）。
- ・ 油などを集めてくれるとうれしいです。又は、連絡先などの提供。
- ・ 回収場所を増やしてほしい。回収時間も朝から夕方までだせるようにしてほしい。
- ・ 子供会の負担にせず、回収場所を設置する。
- ・ 自治会に入っていない場合はどうしたらいいのか。
- ・ 自分で持って行けない。

【問14】 あなたは、令和10（2028）年度から朝霞市と和光市で一緒にごみ処理を行っていくこと（ごみ処理広域化）を知っていますか。

n=722

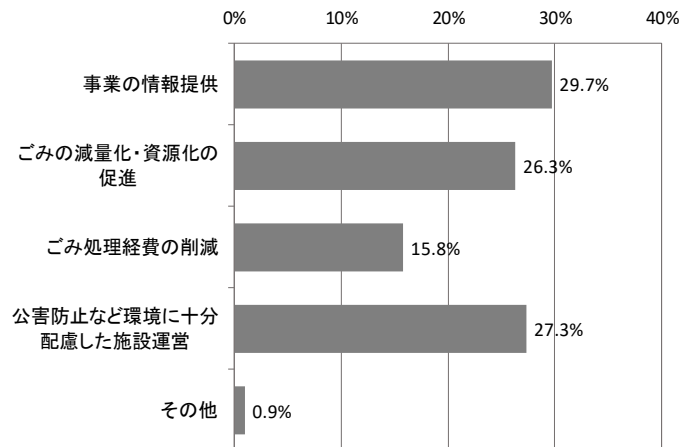
ごみ処理広域化の認知度は、
2割弱となっています。



【問15】 ごみ処理広域化に関して、市に取り組んでほしいことはなんですか。（複数回答）

n=138

市には、「事業の情報提供」、「公害防止などに充分配慮した施設運営」、「ごみの減量化・資源化の促進」などの取り組みが望まれています。



〈その他回答〉

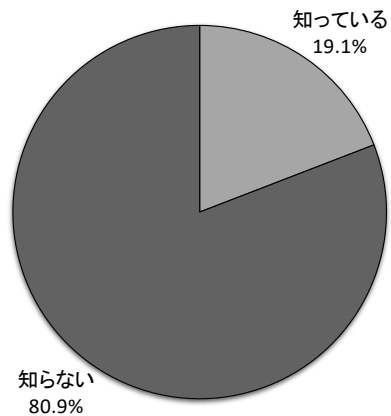
- ・ 今と変わらないサービスが受けられること。
- ・ 投資資金を無駄なく管理し、長く使用できるものを次世代に残して欲しい。

- ・クリーンセンターの受け入れ体制の強化。
- ・子供の社会科見学。
- ・ゴミ処理を身近な存在にする為に、プールの併設。家電修理、おもちゃ修理、リサイクルショップ(民間委託)が同じ敷地なら良いと思う。リサイクルショップに持って行き、お金にならないからゴミ処理施設で廃棄は二度手間だから。リサイクルショップで買い取れない物は隣のゴミ処理施設で処分となったら、便利。

【問16】 あなたは、朝霞市に最終処分場（埋立処分場）がなく、他の市・町で埋め立てていることを知っていますか。

n=721

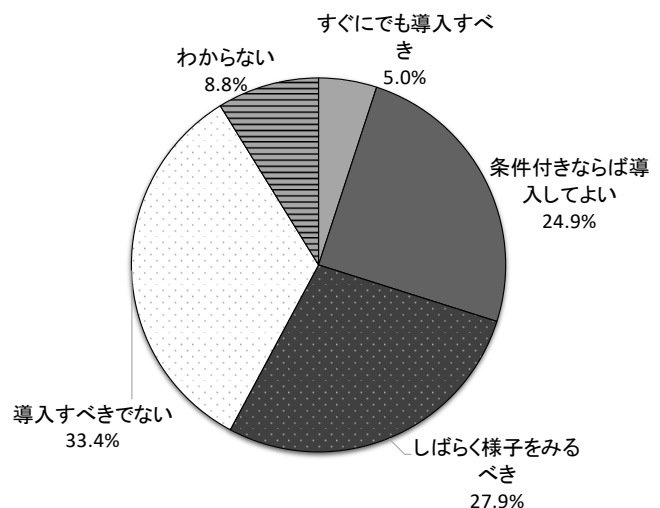
本市の最終処分の状況について、約8割が認知していない結果となっています。



【問17】 家庭ごみの有料化についてどう考えますか。

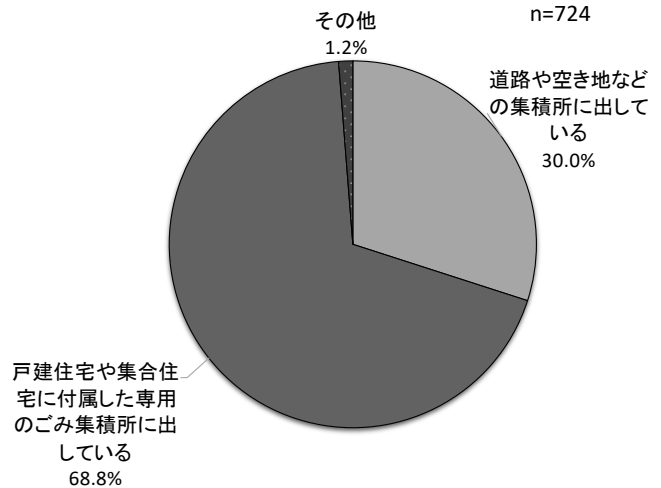
n=716

家庭ごみの有料化について、約6割が「導入すべきでない」「しばらく様子を見るべき」と回答しており、慎重な意見が多い結果となっています。



【問18】 現在、ごみを出している場所を教えてください。

ごみの排出場所について、「戸建て住宅や集合住宅に付属した専用のごみ集積所に出している」が約7割と最も多く、次いで、「道路や空き地などの集積所に出している」が3割となっています。

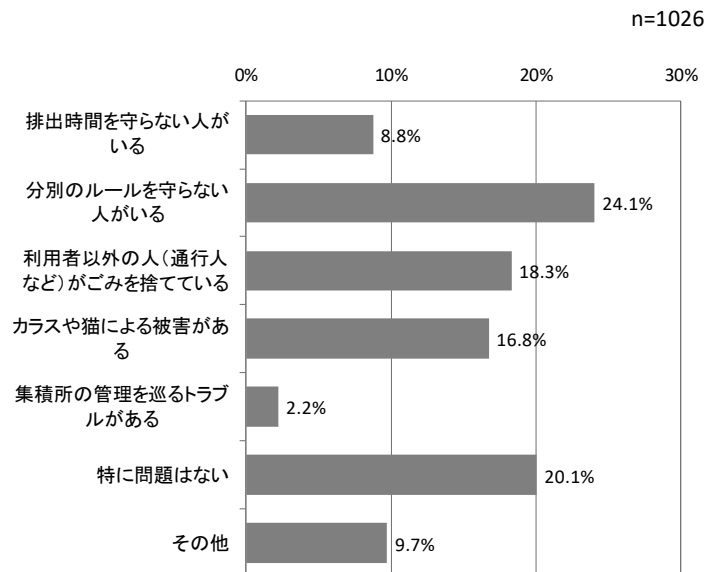


〈その他回答〉

- ・自分でクリーンセンターへ、もえる、もえない、粗大ゴミを一括して運んでいる。
- ・自宅に来てもらっているのですが、とても助かります。前より少しなくなった様に思います。
- ・毎年、町会の班長が変わるので、その家の前に置きます。1年間ずつで大変です。

【問19】 現在、使用しているごみ集積所で、どのような問題がありますか。

「分別のルールを守らない人がいる」が最も多く、次いで「特に問題はない」、「利用者以外の人（通行人など）がごみを捨てている」となっています。

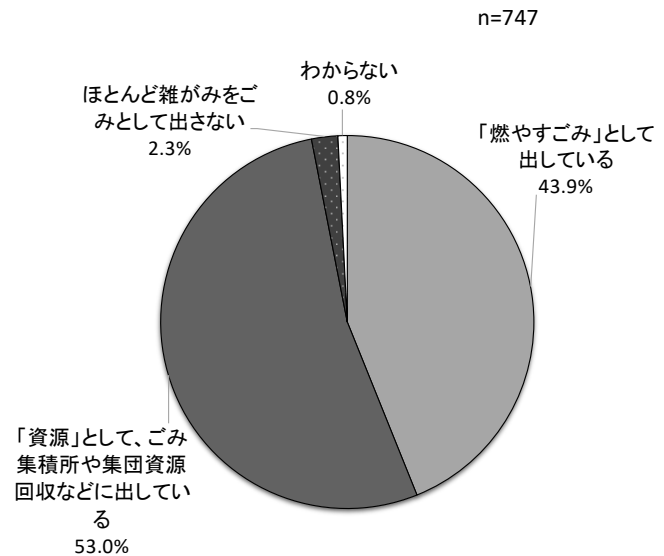


〈その他回答〉

- ・かごやネットの設置回収が当番制だが、共働きや高齢者世帯にその仕組みがマッチしていない。
- ・ゴミを入れるカゴを各家庭でまわして保管しているが、我が家は置き場が無いので、集積所にカゴを置いたままにして欲しい。
- ・蓋・扉がなく道路に転がりそうで不安。
- ・紙資源を持って行ってもらえる時と持って行ってもらえない時がある。

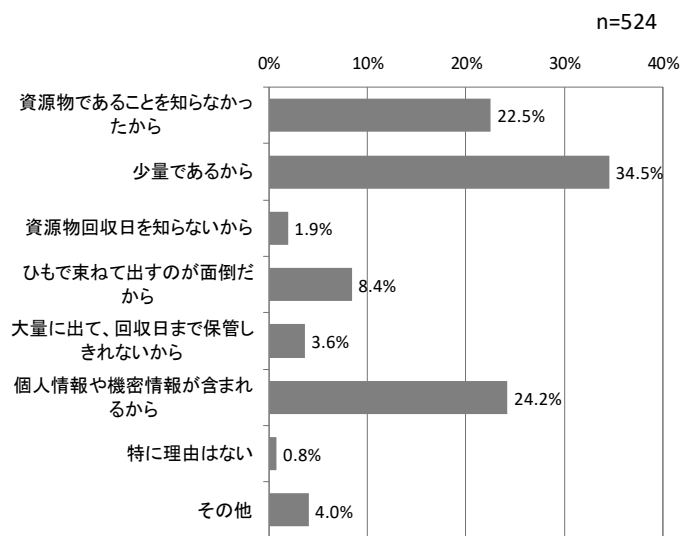
【問20】 使わなくなった紙のうち、「雑がみ」をどのように出していますか。

約5割が雑紙を『資源』として、ごみ集積所や集団資源回収などに出している」一方、約4割が『燃やすごみ』として出している」結果となっています。



【問21】 雑がみを「燃やすごみ」として出した主な理由は何ですか。（複数回答）
 （【問20】で「燃やすごみ」として出している」と回答した方対象）

雑がみを「燃やすごみ」として出した理由について、「少量であるから」が最も多く、次いで「個人情報や精密情報が含まれているから」、「資源物であることを知らなかったから」となっています。

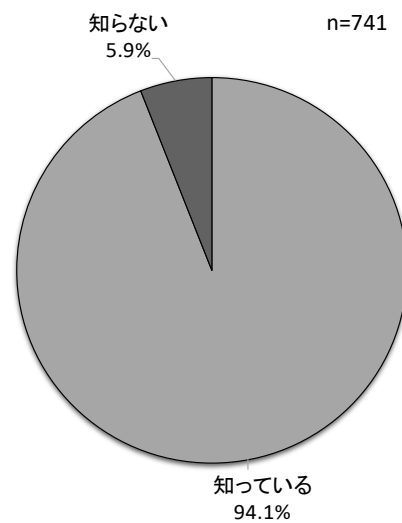


〈その他回答〉

- ・ 汚れがひどいもの。
- ・ 小さいものは燃やすゴミに、大きいものは資源として出している。
- ・ 生ごみが燃える為に必要かなど。
- ・ 皆さんが出していないから。
- ・ 雑がみを紙袋に入れて回収できるようにしてほしい。

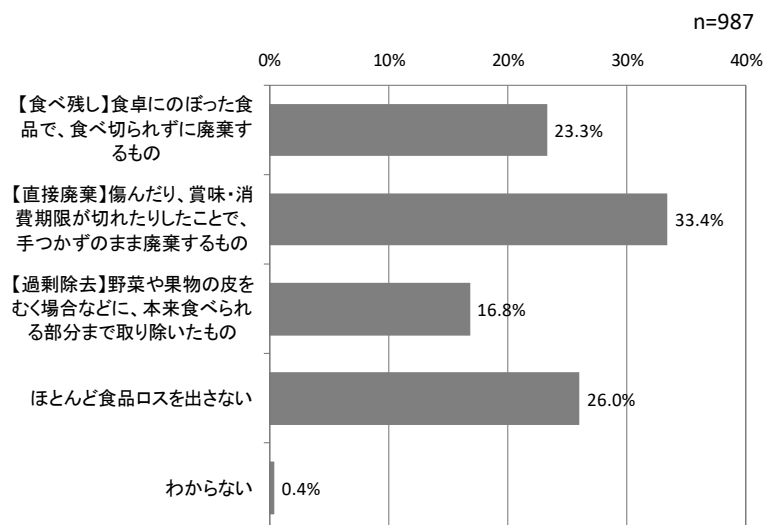
【問22】 あなたは、食品ロスの問題を知っていますか。

食品ロスの問題について、約9割強が「知っている」と回答しています。



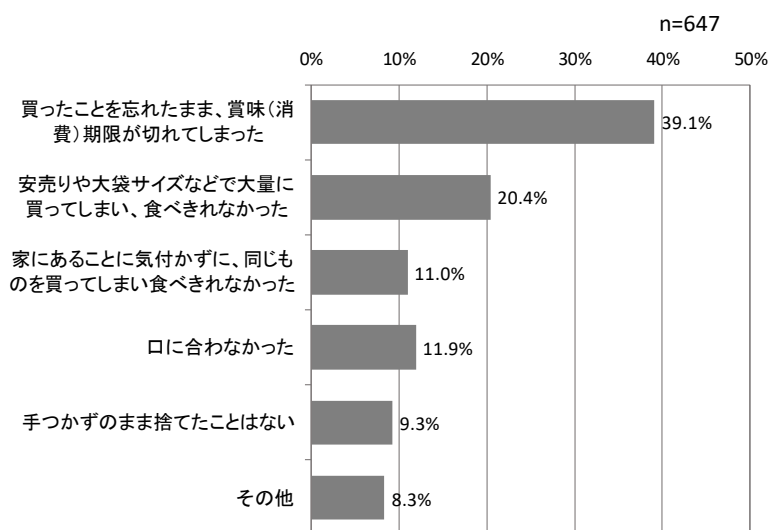
【問23】 あなたの家庭で出すことのある食品ロスには、どのようなものがありますか。
(複数回答)
(【問22】で「知っている」と回答した方対象)

家庭で出す食品ロスの種類について、「【直接廃棄】痛んだり、賞味・消費期限が切れたりしたことで、手つかずのまま廃棄するもの」が最も多く、次いで「ほとんど食品ロスを出さない」、「【食べ残し】食卓にのぼった食品で、食べきれずにはいきするもの」となっています。



【問24】 あなたの家庭で食品ロスが出た理由は何ですか。(複数回答)
 (【問23】で「1: 食べ残し」、「2: 直接廃棄」、「3: 過剰除去」と回答した方対象)

家庭での食品ロスの発生理由について、「買ったことを忘れたまま、賞味(消費)期限が切れてしまった」が最も多く、次いで「安売りや大袋サイズなどで大量に買ってしまい、食べきれなかった」、「家にあることに気付かずに、同じものを買ってしまい食べきれなかった」となっています。



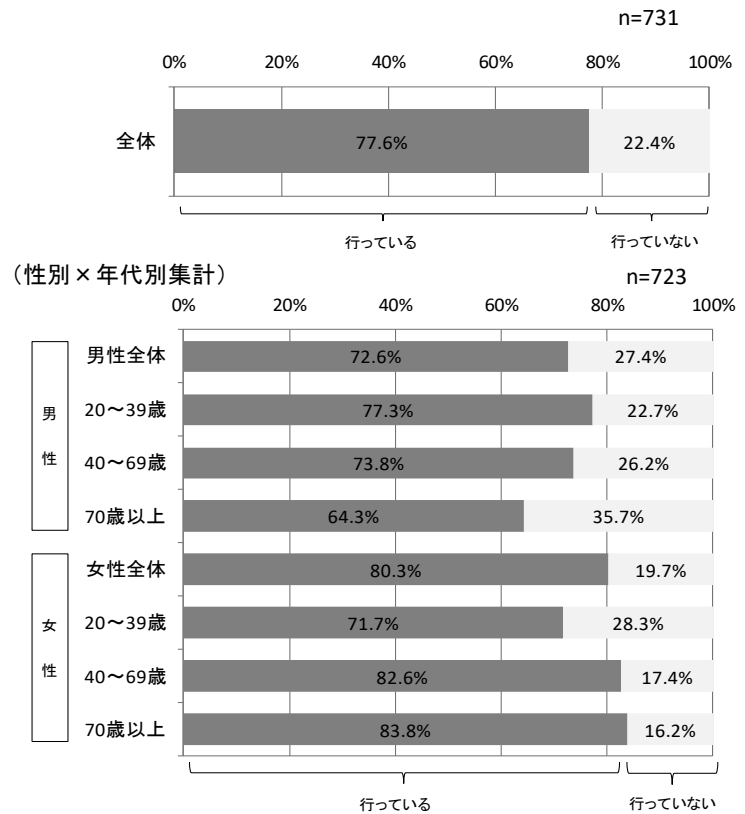
〈その他回答〉

- ・料理しようと思い買ったが、料理する時間がとれず傷んでしまったことがある。
- ・一度に多くの野菜等をいただいて使いきれずに傷んでしまったりした。
- ・保存方法の失敗により、日持ちを悪くした。
- ・皮を厚くむいた方がきれいな気がして安心するから。
- ・子供の好き嫌い、食事を残すことがある。
- ・災害用に備蓄した物が期限間近になってしまい、(一部)あわてて近所にゆずったり、家族で食べる用にしている。
- ・農家でたくさん不良品が出た場合、食べきれずに捨ててしまう。

【問25】 あなたは普段、食品ロスを減らすために何か行っていますか。

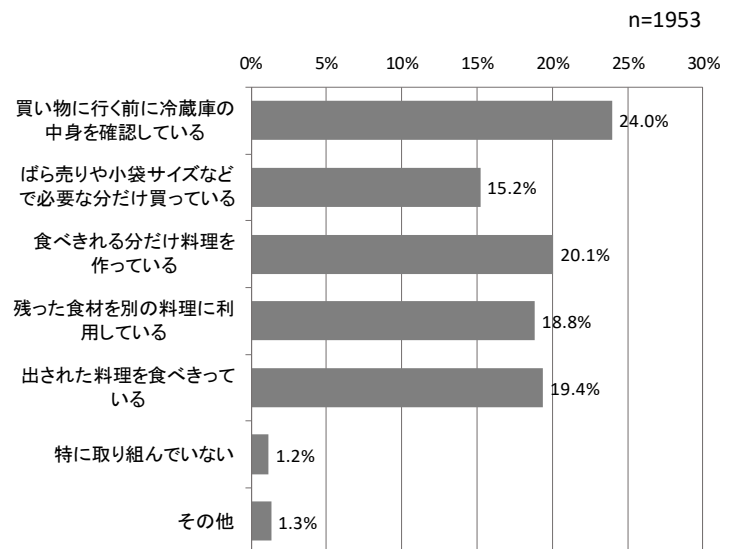
食品ロス削減に向けて、8割弱が何らかの取り組みを行っています。

性別及び年代別では、「行っている」割合は、男性は20～39歳、女性は70歳以上でそれぞれ最も多くなっています。男性は年齢が高くなるほど実施割合は低くなり、女性は20～39歳の年代の実施割合が低くなっています。



【問26】 食品ロスを出さないために実施していることはありますか。(複数回答)

食品ロス削減のための取り組みとして、「買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認している」、「食べきれ的分だけ料理を作っている」、「出された料理を食べきっている」の順で実施割合が高くなっています。

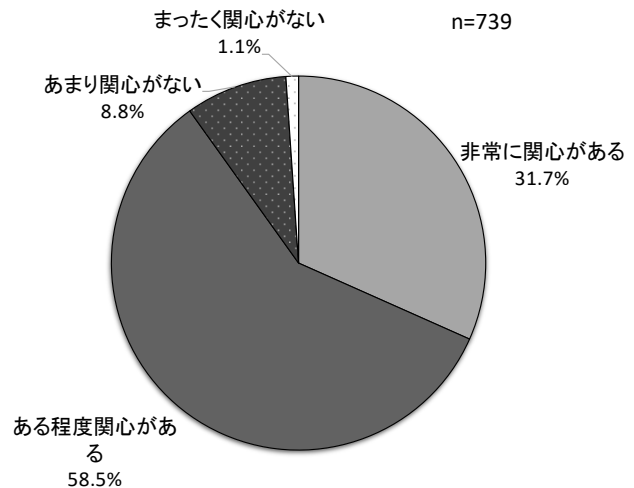


〈その他回答〉

- ・ 保存方法を調べておいしく保存し使いきる。
- ・ 作りおきした物は、タッパに入れて、冷凍保存する等、ロスを削減している。
- ・ 賞味期限の長いものを購入し、家庭内ロスを減らすようにしている。
- ・ 期限が近いもの、使いきれない食材（食パンや肉類漁類など）は冷凍にしてしまう。
- ・ 「肉じゃが」のように肉と野菜の入った煮物は、残るとカレー味にして食べている。
- ・ 冷蔵庫内の物を常に書いている（ホワイトボード使用）。

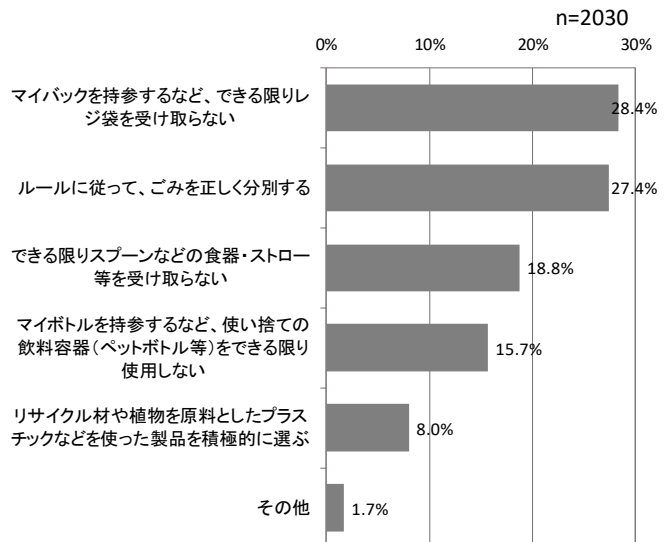
【問27】 プラスチック問題（使用量削減や分別の徹底など）に関心がありますか。

約9割の人がプラスチック問題に関心を持っています。



【問28】 プラスチックごみ問題の解決に向けて、どのような取組が必要と考えますか。

プラスチックごみ問題の解決に向けて、「マイバッグを持参するなど、できる限りレジ袋を受け取らない」、「ルールに従って、ごみを正しく分別する」、「できる限りスプーンなどの食器・ストロー等を受け取らない」などの取り組みが必要とされています。



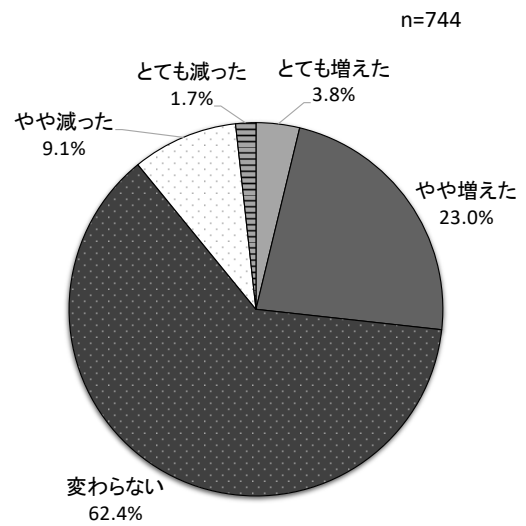
〈その他回答〉

- ・むしろ企業側に「作らない努力」をしてほしい。「スプーン」「ストロー」「トレー」「ペットボトル」などプラスチック製品を作らない。
- ・素材そのものの研究開発（低コスト、整形しやすく、いろいろなものを作れる、量産が可能で生分解される素材）。
- ・プラスチック類の燃料化、液体燃料への還元システム確立。
- ・汚れたプラごみ(燃えるゴミとする)が多いことへの研究、対策。
- ・トレー入りから袋入りなどへ変更できればプラごみは少なくなるのではないでしょうか。(お店自体が包装を変えるのは難しいですが…)
- ・雨天時のスーパーなどでの傘袋配布を廃止する。すぐく短時間しか使われずに捨てられてしまいもったいないと思います。
- ・マイクロプラスチックの流出を抑制する洗濯ネットを利用している。
- ・マイはし、スプーンを利用している。

- ・啓蒙活動。(そもそもプラスチックは何度も使えるものなので、ビニール袋なども再利用できる、とか。)
- ・川や山等に捨ててあるプラごみを積極的に拾う。

【問29】 コロナ禍の前と比べて、あなたの家庭から出されるごみの量はどのように変化しましたか。

コロナ禍によるごみ量の変化について、「変わらない」が最も多く、次いで「やや増えた」、「やや減った」となっています。



【問30】 その他、朝霞市のごみ問題を良くするためのアイデアや意見等があればご記入ください。

(※回答いただいたアイデアや意見等については、カテゴリー別に整理し、主なものについて、一部の表現を除き、原文のまま記載しています。)

① 情報提供・意識啓発について

項目	具体的な内容
市による情報提供・発信	情報の開示と提供をあらゆる手段、機会を利用して根気強く発信してほしい！
	チラシ、パンフレット等での各家庭への説明。
	広報あさかで、現在ゴミ問題でかかえている大変な現状を毎月写真入りや記事で紹介して悲惨な状態を知らしめて見てもらい、関心を持ってもらう。とにかくゴミは個人、日々出す物だけに各自が考える事である。
	観葉植物の土を廃棄するところの案内を市役所やホームページ等で知らせて頂きたいです。
	もうあると思いますが、市の広報やホームページで、どうすればゴミが少しでも減らせるか、具体的に積極的に載せれば、それを見て、協力をしてくれる方がいるかもしれません。
	市のHPでわかりにくい部分があり、一覧表など見やすくしてほしい。(粗大ゴミの説明など)
	ゴミステーションの設置、リサイクルボックスの周知は行って欲しいです。
	興味がない人や調べ方を知らない人にもごみ問題を考えたり、ごみ収集について知れる様な情報の発信。
	プラスチック資源ゴミは、洗ってかわかしてからゴミに出すことなど、ちょっとめんどくさい。その、めんどくさいことをやらない人もいると思うので、動画で正しいゴミの出し方をきちんとわかりやすく、また、めんどくさくないアイデアや方法があればアップしていくといいと思う。マンションが増えているので、その動画で必ず確認するようにすれば新しく来た朝霞市民も早くゴミ出しルールについて理解できると思う。
ごみの捨て方による危険なことを知らせる動画を作成して周知する。その動画をコンテンツにするとか。危険な場面の動画や映像は主催側で用意、提供するなど安全面に配慮して、ポスターも良いが動画の方が伝わると思います。	
イベント開催	広報の中に図書館の様にページを作ったり、彩夏祭ナド人が集まるイベントでPRブースを作ったりして活動報告や呼びかけをすると良いのでは。ゴミに関することはなんとなくわかっているけど、いざとなるとよくわからないという事が多いと思います。
	広報やHPに情報を載せても、見ない方がたくさんいると思います。(若者、30、40、50代位の男性とか?) 街頭イベントなど、色んな世代が情報を知れる機会が必要だと思います。
	フリーマーケット等で、不用品を売ったりできるよう、イベントを増やす。
	マイバックの導入やスプーン、ストローなどの件よりも、コンビニやスーパーが使っている弁当惣菜の箱などのほうがずっと大きなゴミになっています。ファストファッションなどの服も使い捨ての品質の悪いものばかりだから、そちらのほうから考えたほうがよい。良質なものを大事に使うことを啓発したらいかがでしょう？
環境教育	小さい子供のうちから、ゴミの仕分けを楽しくすすんでやるようにすれば、大人になっても苦にならないと思いますが！なかなか難しいかな？
	大人だけでなく、幼い子供のうちから自然と意識を持つように、公民館、児童施設、図書館などにゴミの発生から処理までの流れ、かかえている問題を映像や展示物などで知らせ、意識付ける。(広報やネットだけでは見ない方もいるかも知れませんが)
	小中学生や高校生への教育子供から大人に浸透していくことが期待される。
	家庭ゴミもそうだが、河川に流れこむプラゴミが海洋へ流れでている。黒目川のクリーンナップ等、市民への問題意識を訴えていただきたい。子供への教育が今後の環境を左右すると考えます。プラゴミ関係のセミナーを市で開催していくのも1つの手段です。

項目	具体的な内容
	JAMSTECでは、無料で博士を派遣してくれます。zoomを使ったオンラインでもOK!! 知ること、行動は変わると感じます!
	市担当者による保育園、幼稚園、小学校などへのごみ減量のための出前授業や紙しばいなど。
	ゴミの出し方の関心の有無で、ゴミの出し方がかなり変わってくると思います。生ゴミも、そのまま捨てると、カラスに狙われてしまうので、掃除が大変です。個々の意識を高めるためにも、理解しやすい冊子等があると、いいのではないのでしょうか?
ごみ処理の仕組みに係る啓発	ゴミがどのように活用されているのか、その仕組みをもっとわかりやすくなると良い。
	ゴミ収集者が、行き着く場所を知りたいので、市民に公開してほしい。(公開する機会を作ってほしい) 分別して出した物が、しっかり分別処理されているか確認したい。
	具体的にごみがどのように処理されてリサイクルするのか、知りたい。

② 3Rについて

項目	具体的な内容
ごみの減量化	商品を買う側もなるべくごみの出ないように工夫をしたほうが良いのでは。過剰包装、プラスチックトレイなどはなく。
	高齢化が進み、不要品を保管している家庭は多いと思う。一方、欲しい人もいるはずなので、その間をつなぐことはいまでもないが、さらに輪を広げるためには、人が集まりたいような場をつくる必要がある。単なる周知だけではなく、リサイクルに付加価値をつけることやリサイクル商品開発などの事業化への取りくみに期待しています。
	学校からの手紙、保育園や学童への提出書類、すべてネット上で完結できれば、大量の紙類を使用せずに済み、かつ毎年のように同じ内容を記入する必要もなくなるのではないのでしょうか? 「広報あさか」をweb上で閲覧できれば、紙媒体はうちでは必要ありません。
	プラスチックが多くなったように感じます。菓子類、特にせんべいなど大袋の中にトレイ、個包装で過剰です。メーカーが良く見せる為かと思うが、考えてほしい。
	各自分で家庭からでる余分のごみの量を減らし、負担せず常に関心を持つ事を願います。
	食品のプラスチック包装を減らす努力している事業者への補助。
	リデュースの意識が必要だと思います。例えばこのアンケートも、スマートフォンを基本的に使える40代くらいまでの家庭であれば、QRコード付きの調査依頼文書だけで良いのではないのでしょうか。かなり紙の節約にはなると思います。
	今回のようなアンケートなどのデジタル化を進めて、紙の消費量・郵送費を減らすと良いと思います。
リサイクルの推進	衣類や家具等、自治体で積極的に回収してリサイクルに充てて欲しい。
	不要になったものを自由に譲渡し合える場の拡充
	傷物の野菜などを駅で多方直売所のように販売したら売れるし便利だと思いました。
	市民同志でのリサイクルができる場を増やす。ネットを多めに活用するなど。
	引越しで転居する人と、新しく朝霞に来る方の家具のマッチングサービス
	プラスチック問題について、企業への協力をおねがいしていく。木のスプーンにかえていくなど、小さいことからでも変えていく必要があると思う。
コンポストの推進	無理なく簡単に生ゴミを堆肥にする方法をもっと広く知らせる活動が必要だと思う。
	コミュニティコンポストのシステムづくり。それぞれで作ったコンポストを持ち寄って、みんなで野菜作ったり、植物育てたり、家庭で出る生ごみを減らす手段のひとつとして、コンポストを考えていますが、家庭で堆肥を作ったところで、マンションのバルコニーで野菜作りは中々難しいです。共同の土地、もしくは農家さんと提携して、堆肥を集めて使ってくれる場所が近くにあれば、コンポストやろうかなと思います。
雑がみ資源化に係る周知	雑紙が資源ごみとして出せることの周知が徹底されていないように思います。大規模マンションに住んでいますが、他のごみに比べて出されている量が少ないように感じ、雑紙を資源ごみとして出せることを知らない人が多いのではないかと思います。私自身、雑

項目	具体的な内容
	紙を資源ごみとして出すようになってから、今まで燃やせるゴミに出していたものを資源ごみに出す頻度が予想よりはるかに多く驚きました。雑紙についてもう少し周知されれば燃やせるゴミは減らせるのではないかと思います。
	雑がみについて、もう少し詳しくアピール等して欲しい。知らない事が多かったので。
	紙資源の出し方がいまいち分かり辛く、紙資源を分けて袋に出しても回収してもらえない時があるので出し方に困っています。
回収拠点の拡充	我が家はペットボトルはスーパーのリサイクルステーションに出しています。市でも同様な物を設置するとか、スーパーでの取り組みを知らない方に情報提供するなどが出来たら良いのではと思います。
	ミックスペーパーを気楽に資源ごみに出来るゴミステーションがほしい。
	資源ごみ回収のボックスをもっと細かくわけて捨てられるようにできたらいい。
	リチウムバッテリーの回収を市が主導でやって欲しい。今日ではリチウム電池が使われていない雑貨を探すのが難しい程度にありふれているのに、回収がショップ任せになっている。出し方がわからずに不燃ごみに出されるケースも多く、多くの自治体で問題になっているので、朝霞市でも、市主導で回収や回収場所の周知をして欲しい。
ポイント還元システムの導入	今、流行っている強化月など決めてでも、ポイントがもらえたらかあると、関心を示す人が増え、効果が出ると思う。
	某スーパーで、空き缶、ペットボトル、古紙など、資源回収（リサイクル）に協力すると、スーパーのポイントとして還元されるシステムがあり、利用している。利用者はとても多く、皆さんリサイクルにポイントにつながることを楽しんでいるように思う。費用はかかるかもしれないが、市でもそういったシステムの導入がされると、市民の意識が変わったり、子どもも楽しんでリサイクル活動に関われると思う。

③ ごみ分別について

項目	具体的な内容
分別に係るわかりやすい情報の提供	ゴミを出す時に、分別の種類がよくわからない時がある。詳しい具体的な情報を、配ってほしい。
	市の分別説明がわかりづらい。今でもパンフレットを見ている。
	分別ゴミが良くわからないので、ラインで聞くか答えるみたいのを導入して欲しい。雑がみの資源ゴミはもっとアピールするべきだと思う。出してる人が少ない。
	ゴミの細かい分別方法が分かりやすいといいです。それから、各ゴミがどのように処理されているのかをもっと裏側を知って意識付けしたいです。
	時々ゴミの出し方がわからない時があるので、どこに聞けばいいなど、わかりやすくしてほしいです。
分別の細分化	もう少し細かく分別しても良いと思う。
	リサイクル資源をゴミと混同しない啓発を進め分別を細分化しリサイクル量を増やすしかない。
分別の簡易化	ゴミ分別の簡易化
	分別について他市に比べると緩いところが助かる。

④ 排出マナー及びルールについて

項目	具体的な内容
アパート管理者への指導	アパート管理人に責任を持って頂きたい。どのアパートもゴミの管理が出来ていないので、厳しく指導して下さい。お願いします。必ずに！！
	ごみの出し方で、共同住宅の人（とくに、外国籍の方々）が、分別していない。出す曜日をまちがえているe t c、困っています。共同住宅を管理している不動産屋が、キッチンと説明をしてほしいです。
	不動産で新しく入居する方にゴミの出し方のチラシ等を配布する。特にはじめて朝霞市で一人暮らしをする単身者。汚れたプラスチック製品を燃えないゴミにそのままに出す。ペットボトルを洗わずに蓋をしたまま出す。はじめての一人暮らしでゴミの出し方を知らない人が多い気がする。
常設の排出場所の開設	時間外にいつでもゴミ廃棄できる場所があれば良いと思う。割増料金を取っても良いと思う。
	ゴミ集積場に、いつでも捨てても大丈夫な、紙、ペットボトルなどの捨場を作って欲しい。資源ゴミだけは、曜日にかかわらず、いつでも捨てられるのであれば、分別はすすむと思います。
カラス対策	燃えるごみの日の朝、道路に生ゴミが散乱している。恐らくカラスや鳥によって荒らされていると思うので、ネットや何かで対策してほしいです。
排出者の特定	戸建は、自宅の前にごみ出しにすれば目見えるので意識が変わると思います。収集の間隔は増えるけど、減量化、分別の徹底には効果有ると思います。
高齢者・外国人対策	住んでいる地域は年長者が多く、リサイクルビンと、不燃のコップ、ガラスの区別がわからず、ビンの日にどちらも出されています。毎年出している冊子だけでは見落とすかもしれないので、分別カゴに分かりやすく絵などのカードを貼ったり一目見て出し方がわかるようにしたら良いと思います。
	ごみ出しのマナーの悪さは、どちらかというが高齢の方に多いと感じます。分からない、面倒、といったケースが多くなるからでしょうか。若年層は、昨今の環境問題について学び、触れる機会が多いのか、比較的良好、やはり関心を持ってもらう、啓蒙、教育活動は必須と考えます。
	外国人のゴミ捨てマナーが悪いので徹底しないといけないと思う。これからも綺麗な町、朝霞としての強みを醸成してほしい。
公共の場へのごみの排出	自販機の回収用（ペットボトル入れ）をゴミ箱用として使用する者が、大多数いる。
	自動販売機やコンビニのゴミ箱に家庭用ゴミを捨てに来る人を減らしてほしい。目の前が自動販売機で非常に迷惑です。
回収かごの管理問題	近所の方々が、高齢化してきていて、集積所の当番の件などトラブル多くなってきている。
ごみ集積所の管理	家の塀にゴミの集積所があって自分の家の塀が汚くなっていることに不快感を感じるので、出来れば専用の集積所が欲しい。

⑤ ごみ収集について

項目	具体的な内容
粗大ごみの収集	粗大ゴミをもっと出しやすくする仕組み。
	粗大ゴミの回収頻度を増やしてほしい。
	粗大ゴミ等の土曜日の搬入が、予約制になったので、多少の不便を感じています。車がなかったり、高齢者は、自分で粗大ゴミを収集場所に出すのも大変でしょうから。たとえば、市が委託した業者さんが、直接自宅に引き取りにきて下さるようなシステムがあると助かるかと思います。もちろん有料です。ご検討いただけましたらありがたいです。和光市の福祉の里?のように、不要品（服、本、バッグ e t c）を引き取って下さる場所があると便利だと思います。
	電気製品など出すのにシールなどでなく、支払い方法があって取りに来てくれたらうれしいです。
収集頻度	粗大ごみの回収を無料化にしてほしいです。（不法投棄減少のため）
	夏、暑い時、生ごみ週2回しか捨てられないことはつらかった。生ごみの臭いがストレスでした。
収集時間	資源回収について、①カン②ペット③ビン、3車を1回できて（来）てほしい。
	ゴミ回収時間を深夜に行う（カラス対策）。
高齢者対策	収集の時間が早く出せない事がある。（8時半前にはいつも収集車が来ています）前日の夜出してもいいような対策してくだされれば、すごく助かります。
	朝志ヶ丘の一方通行の通りの方は、公民館側の道路までゴミ出しに来られていて、高齢者などの負担が大きいのではないのでしょうか…。
その他	アパートに住んでいますが、現在のゴミ集収業者は、時間も正しいし、ルールに従って集収してくれるので、感謝しています。また、アパートの住民も、しっかりルールを守っているのが、問題の発生もなく、改善の余地がありません。
	ペットボトル等を出すカゴが小さくて、入りきらないので、カゴを増やすとかしてほしいです。
	資源ごみは、ごみ収集で出すのではなく、スーパーマーケットや市民会館など公共機関など集積所を作り、自分で運ぶようにした方がいいと思う。ただしお年寄り世帯など厳しい世帯は、市役所の方で手助けをしてほしい。
	収集運搬方法の見直し希望、戸別収集が良い。手数料とってもらって良い。収集の車がまわりに配慮しながら手早く仕事をしているのを見ていつも感謝しています

⑥ クリーンセンターについて

具体的な内容
リサイクルセンター（クリーンセンター）を土曜日でも予約なしで行けると助かります。
市のクリーンセンターへの持ち込み時の手続きを簡易にしてほしい。
クリーンセンターでの資源ゴミ引き取りは続けてほしい。
朝霞市にはクリーンセンターがあるため、他の市より根拠のない安心感のようなものがある。他の地域並に、意識をひきしめなければならないと思う。
さいたま市にあるクリーンセンター（桜センター）のような熱を利用した施設が、朝霞や地域団体と協力して、出来ると良いと思います。

⑦ エコネットあさかについて

項目	具体的な内容
<p>手続きの簡素化・要件緩和</p>	<p>エコネットあさかに出品しているが、1回の出品数上限が少ないのと同種類の品は2点までと、制限があり困ることがある。</p>
	<p>エコネットへの利用は面倒だという意見が多い。ネットを活用して出品情報の提供（写真の一枚でも。家具は特に）、出品期間がすぎたら希望者へはメールで連絡（紙、印刷、郵便代節約でエコ）、2階への拡張、換金当日の出品を認めるなど、利用者の立場に立つ事で循環を良くし、再利用率を高める事で、中古を安心して購入出来、住みやすさへの貢献につながると思われる。ローカルな町内会的受付の味はあるが、ネット環境を整え、学生アルバイトなどを入れる事で若い層も利用したくなる商品も集まり、結果ゴミと共に捨てる罪悪感も減らせると思う。</p>
	<p>リサイクルプラザ活用しにくい。引きとる回数や点数に制限がありすぎる。場所が遠い人にとっては車がなければむずかしい（市内に何か所かあれば活用しやすい→簡易的なもので可。啓発活動もできる</p>
	<p>エコネットへの販売要件を少し緩めていただきたいです。特に現在売買不可とされている電化製品は需給ともそれなりにあると思われしますので、一定の条件下での売買をご許可いただけると、ありがたいです。</p>
<p>認知度の向上</p>	<p>エコネットあさか自体の知名度を上げる必要がある。そもそも知られていないことの方が多いのではないかと。イベントと合わせて市の情報誌のメインにするなど目につきやすくしたい。</p>
	<p>リサイクルプラザの大々的に宣伝し、各家庭の粗大ゴミ（使用、復現）扱い物の売り買い出来ることなど、知らせることは必要と思う。特に季節ごとにあると、必要な家具等も違って来るため。市の主催行事の〇〇〇まつりが多いなら、『リサイクルプラザまつり』があってもよいのではないかと。（家具・雑貨など種物にあると選びやすい）</p>
	<p>エコネットあさかのHP？が今時ではない。簡単でいいのでもっと充実すればリサイクルが増えると思う。アクセスが悪い分、文章でもいいので何があるのか一覧になっていればいいと思います。</p>

⑧ 家庭ごみ有料化について

項目	具体的な内容
賛成	家庭ごみの有料化とても希望します。家族が多く、ゴミの量も多く、申し訳ないので。
	ゴミ袋の有料化は負担にならない程度の額でしたら、ゴミをきちんとまとめて出すようになるかと思えます。
	家庭ゴミの有料化は、マナーの問題でもある。分別集収方法や日時を守れない世帯がある事とよく認識して取り組むべきである。
	本当にゴミが一番大変です。もし有料にするなら、朝霞、和光で一諸にゴミ処理するころにしたほうが良かと思えますが。
	ゴミの有料化を考えているのであれば、基本的に賛成の立場ですが、市内のどこかのエリアでテストしてからの方がいいでしょうね。
	ゴミを有料化しゴミの削減。ゴミの回収をおのおの家の前にだし、個別に回収すれば、ゴミ出しのマナーの改善、集積所の問題、ゴミ当番の問題がクリアされると思う。
反対	ごみ袋の有料化には反対。有料袋に入れるための小袋が増える。夏など生ゴミは家の中に置いておくことは難しいので小袋に入れるが、さらにそれを指定袋に入れると、プラごみが増えるだけ。
	ごみ袋の有料化はやめてほしいです。ゴミを捨てるのにお金をゴミとして捨てているのと変わらないと思うからです。分別をしっかりと捨てる人がへると思います。
	有料化すると不法投棄が心配です。
	ゴミ有料化だけはやめてほしい。無料の市で捨てるなど問題が増えます。粗大ごみをクリーンセンターに持っていったときまだ使えそうなものも捨てている人がいたのでリサイクルなどできると良いと思いました。
	ゴミ袋有料化は上手く行けばいいですが、無料の今でも袋に入っていないゴミが道路に捨てられている事があるのに、有料となると道にゴミが増えそうで嫌です
その他	住民税でまかなえないからの有料化の推進なのか、よくわからない。まかなえないのであれば、有料化もやむをえないと思う。
	規定枚数（人数×人数）のゴミ袋配布（無料）。規定枚数を越えたら高額有償。
	ごみ有料の市が多い中で無料なのをととても有難く思っています。

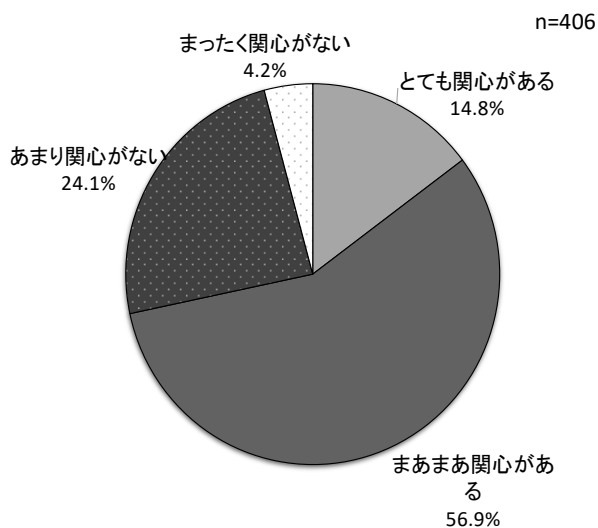
⑨ その他意見について

具体的な内容
朝霞市が、ごみ問題に取り組んでいることを知らなかった。もっとアピールすれば住民（市民）の意識も変わると思います。
市だけではごみ問題は良くなる。市、住民、事業主（団地の場合は公団も）での話し合い、特に最近外国の方も多く住み、市のゴミの捨て方の教育も。
ごみ問題は生活の基幹にかかわることなので、十分な討議が必要だと思うし、そのための費用も必要経費だと思います。
持家や賃貸であっても子供がいたりして地域に根付こうとしている人達のゴミ意識とそうでない人達の意識に大きな違いがあると思う。区別することは、あまりいい事ではないと思うものの、他の問題も含めて、現実はどうでなく人達の行動、（たとえば、捨ててはいけない時間に毎日、置いていってしまうとか、投げ捨てとか）も、根付こうとしている人達が、処理したりフォローしたりしています。まず、市が把握する仕組みを持って把握し、きちんとしている人にメリットを還元し、不公平を是正、そうでない人にも促していく努力をしてもらいたい。
以前、朝霞市のごみ処理問題がTVで取り上げられたことがありました。二度と同じ様なことが起きないように、行政が適正なごみ処理を実施推進して欲しいと願っています。そして、きれいで明るく、住みやすい朝霞市であってほしいと願っています。
タバコの吸殻やゴミ（河川敷などに）を投げ捨てない。指定された場所へ捨てる。投げ捨てが多いので気になっていました。
市の1回のクリーン作戦を年3回位実施して欲しい。
いつもゴミ回収活動に貢献して下さい、きれいな町にして頂き心より感謝しております。
ごみ問題についての苦情を、どんどん受け付け、そこから共通の問題点を抽出したり、逆転の発想も必要かと思えます。
朝霞だけでなく、ゴミが海洋汚染させることを視野に！レジンパレットなど地球環境破壊に多大な問題！環境保全にお手本になるような市になっていただきたい！
ごみを減らすことは、現状なかなか難しいことかと思えます。（特にうちは大人5人家族なので）ですが、「ごみの分別」ということは、各家庭で意識をもって行えばできることかな…と、感じています。それにより、再利用につながりやすくなるのであれば、ごみの分別をもう少し厳しくしてもいいのかなと。「リサイクル」という認識は、今の世の中、あたり前のことと皆思っているはずなので、この流れで、再利用の意識を高めるためにも、どんどんアピールしていても良いのでは…？と感じました。
地球温暖化で世界中で災害が発生しています。海はプラスチックによりよごれ、生物、魚にも被害が出ています。便利になる程、被害が大きくなります。資源がない日本、この先心配です。私も認識をあらたに、ゴミのリサイクルに目をむきたいです。
先日粗大ゴミを捨てに行きましたが、とても良心的な処理料金でびっくりしました。粗大ゴミについては、もう少し金額を上げて良いのではないかと思いました。
朝霞市は頑張っていると思います。
自分の家の前にゴミを捨てられたら嫌なくせに道端や公園などには平気で捨ててしまうことへの意識の変化を促すこと。小さな意識が大きくなるとなると朝霞市を含め街全体が綺麗になっていけば市の価値も上がり、住民が増えれば税収も上がり、ゴミ問題への予算も増えていくのでは？例えば…ですけど。
二酸化炭素を排出しづらいビニール袋の配布(ビニール袋をコンビニでもらわなくても結局自分たちで購入するのでプラスチック削減につながっているとは考えられない)

2) 中学生

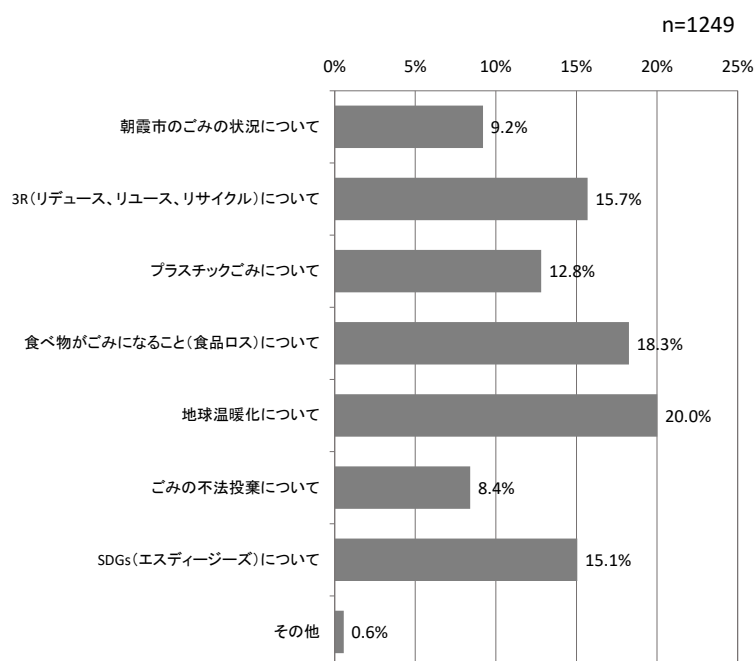
【問1】 ごみの問題やごみの削減について、どのくらい関心がありますか。

ごみ問題への関心について、約7割の中学生がごみ問題について関心があると回答しています。



【問2】 ごみ問題について、どのようなことに関心がありますか。(複数回答)

関心があるごみ問題について、「地球温暖化について」が最も多く、次いで「食べ物がごみになること(食品ロス)について」、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)について」、「SDGs(エスディーゼーズ)について」となっています。



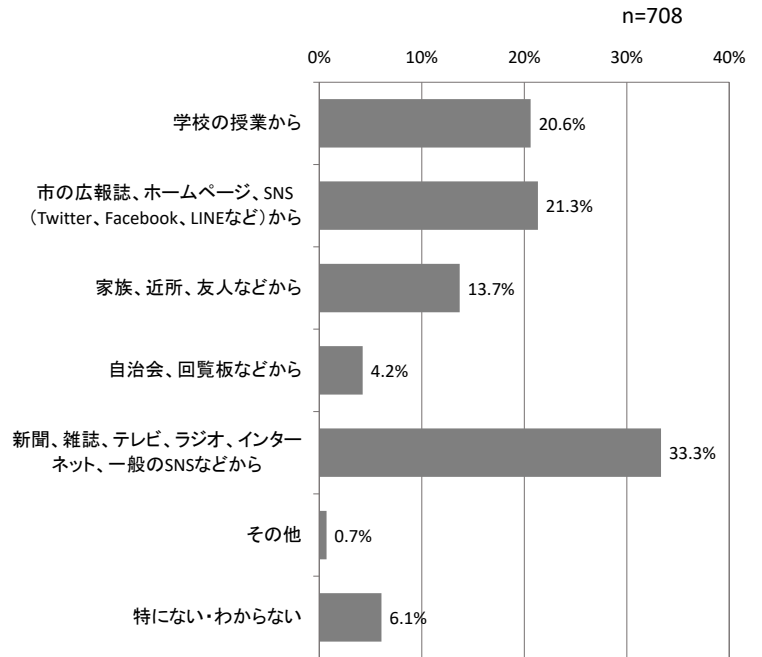
〈その他回答〉

- ・ 川に捨てられるゴミ。
- ・ SDGsで本当にゴミ問題や環境問題が改善されるのか。
- ・ 身近にある粗大ゴミを捨てられるところを知りたい。
- ・ 食品ロスがどれくらいあるか知りたい。
- ・ 海にゴミがたくさんあるということ。

【問3】 ごみに関する情報が欲しい場合、どこから入手しますか。(複数回答)

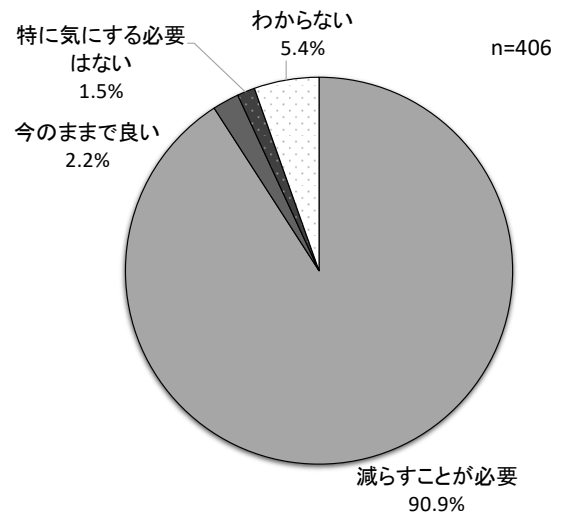
ごみに関する情報の入手先は、「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、一般のSNSなどから」が最も多く、次いで、「市の広報紙、ホームページ、SNSなどから」、「学校の授業から」となっています。

〈その他回答〉
・張り紙。



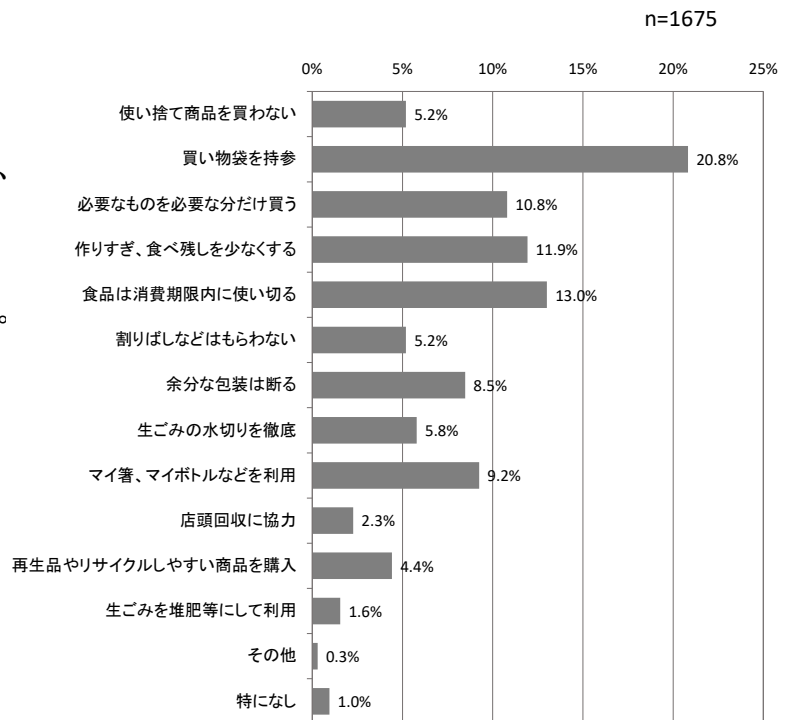
【問4】 ごみを減らす必要性について、どのように考えていますか。

ごみを減らす必要性について、約9割が「減らすことが必要」と回答しています。



【問5】 ごみを減らすために、あなたの家庭で日頃行っていることは何ですか。（複数回答）

ごみを減らすための日頃の取組について、「買い物袋を持参」が最も多く実施されており、次いで「食品は消費期限内に使い切る」、「作りすぎ、食べ残しを少なくする」となっています。

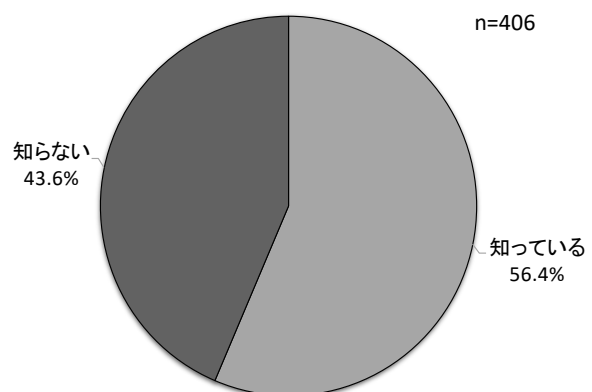


〈その他回答〉

- ・ 個人的ですが、シーグラスや落ちていたプラスチックを使い工作や、家に飾るイラストのようなものを作っています。
- ・ お風呂の余ったお湯を洗濯機に使用している。
- ・ スーパーのビニール袋を捨て無いで小さいゴミ箱の袋として使っている。すぐ捨て無いで使えそうなものは取っておく。
- ・ ゴミが出てしまった時は、ゴミの分別をする。

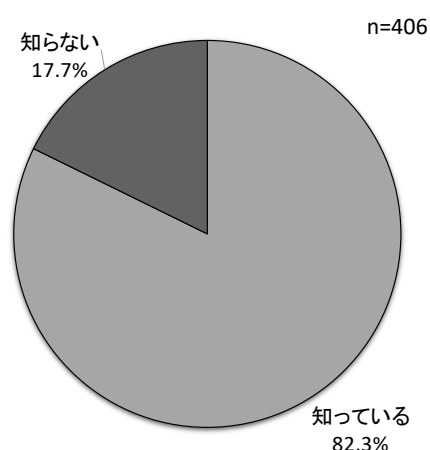
【問6】 あなたが出したごみがどのように処理されているか知っていますか。

ごみがどのように処理されるかについて、約4割が「知らない」と回答しています。



【問7】 食品ロスの問題について知っていますか。

食品ロス問題について、約8割が「知っている」と回答しています。



【問8】 その他、朝霞市のごみを減らすアイデアや意見があれば記入してください。

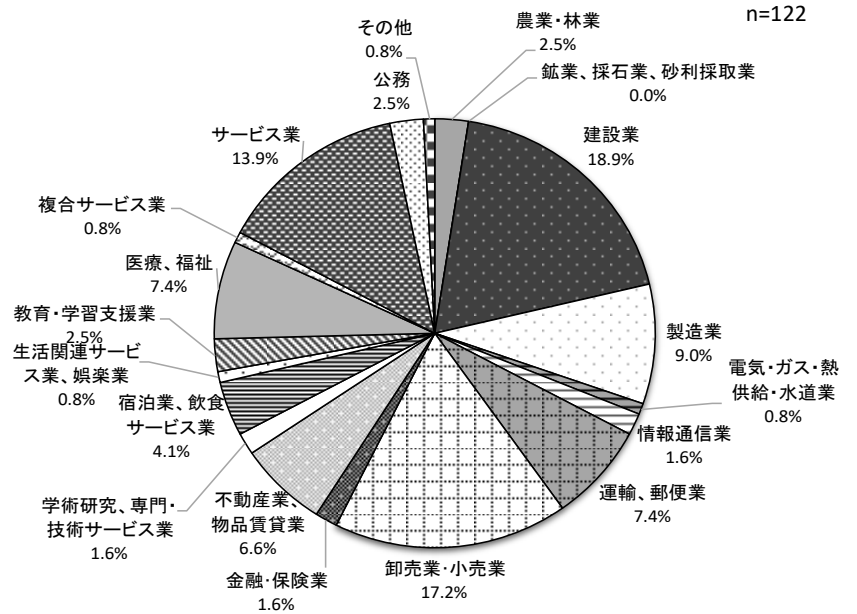
件数	項目	意見
14	ごみ減量化・分別・リサイクルの促進	ペットボトルのキャップをすぐ捨てず遊びに使う
		使い捨てのものなどは工作の材料に回して使う
		使ったやつをまた他の服とかにできるものを買う
		食べられる食器・箸を作る
		紙袋を配布する
		水筒などに飲み物を入れていく
		紙を減らす
		リサイクルBOXを設置する
		エコな物を増やす
		プラスチック製のものを減らす
		考えて買い物をする
		まだ使えるものはリサイクル店に出す。
		生ごみという分類を作って、土の中に入れて、自然に返す。
		13
ゴミをリサイクルして何かを作り、それを使ってイベントを開く。		
気軽に出店できるフリマの企画や不用品の交換会を開いて、再利用につなげる。		
12	食品ロスの削減	賞味期限切れの商品を売る店を作る。
		食品ロス削減ポスターを学校の自由課題にする。
		規格外の野菜を近隣のスーパーで安価で売ったりする
11	意識向上	子どもへのごみ・環境教育
		ゴミ問題のことを詳しく知る。
		もっとゴミを減らすように市民に訴える
		問題を具体的に提示する。
9	レジ袋の削減・エコバックの利用	レジ袋の値段を高くする
		ゴミ袋じゃなくて、箱に入れて集める。
		無料のビニール袋の配布をやめる
		余計なビニール袋を貰わない。
		朝霞市で、プラスチックの袋をどこの店にも置かないようにする

件数	項目	意見
7	ボランティア活動の実施	-
3	ポイント制度等の構築	リサイクルできる服や靴など持っていくと割引券がもらえる店をもっと増やす。
3	有料化	飲食店や企業、工場などから出るゴミの処分を危険物同様に有料にする。
		ゴミの有料化
		割り箸を有料化する
2	ポイ捨て防止	ポイ捨て出来ないくらいに通路を綺麗にする
		捨てたら罰金
その他		朝霞市は、ゴミ収集に関してとても親切だなと思う。
		ごみを減らさなければならないことは重々承知しかし、他人事のように、自分自身では特に努力していない。
		ごみ収集してくれる方、本当にありがとうございます。
		朝霞市全体で、ゴミを捨てる取り組みをする。
		身の回りに、朝霞市からでたゴミのベンチなどを設置する。
		バーベキューなど、野外で食事を行う場合は、必ずゴミ袋を持って来るよう呼びかける。そして、必ず灰の処理をするよう呼びかける。
		地産地消を活用する
		ゴミは自分で処理する
		減らしたらお金がもらえる
		ごみ収集ならぬ資源収集をする
		街の良いところの一つにゴミの排出量を減らすことを目標に掲げているなど街の良いところにすれば市民の誇れることにして自然と減らしたりできると思います。

3) 事業所

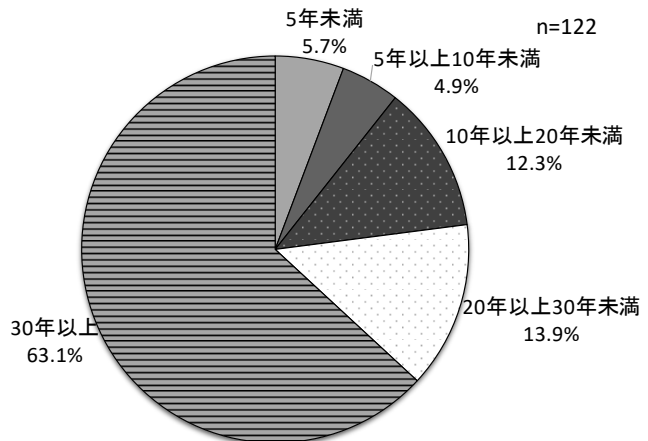
【属性1】 業種を教えてください。

業種について、「建設業」が18.9%で最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「サービス業」となっています。



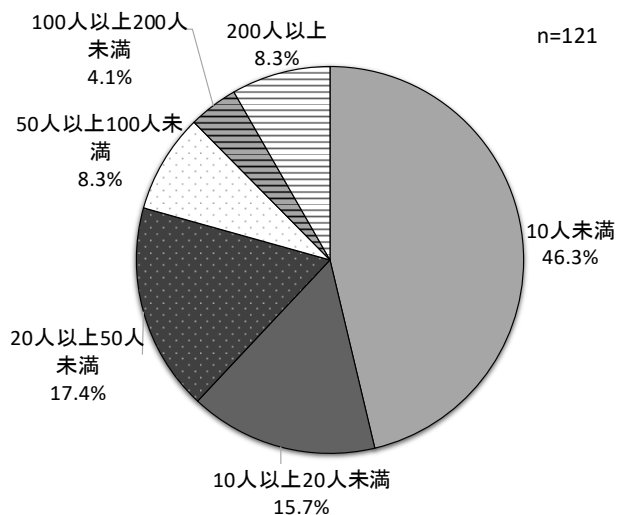
【属性2】 市内での営業年数を教えてください。

営業年数について、「30年以上」が63.1%で最も多く、次いで「20年以上30年未満」、「10年以上20年未満」となっています。



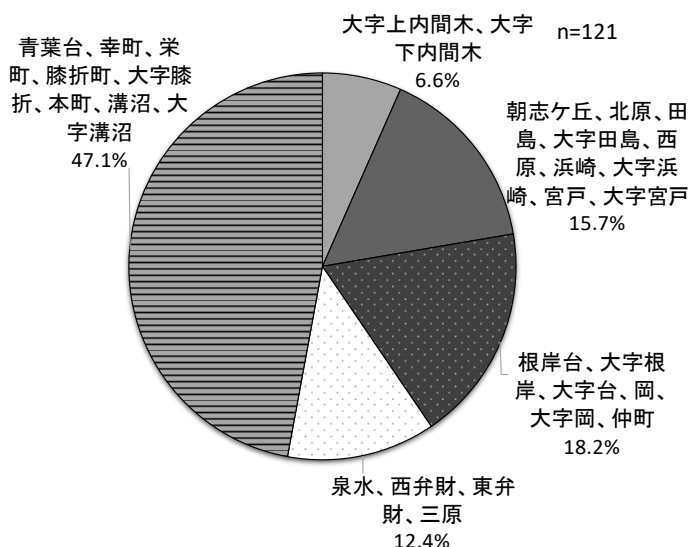
【属性3】 従業員数は何名ですか。

従業員数について、「10人未満」が46.3%で最も多く、次いで「10人以上20人未満」、「20人以上50人未満」となっています。



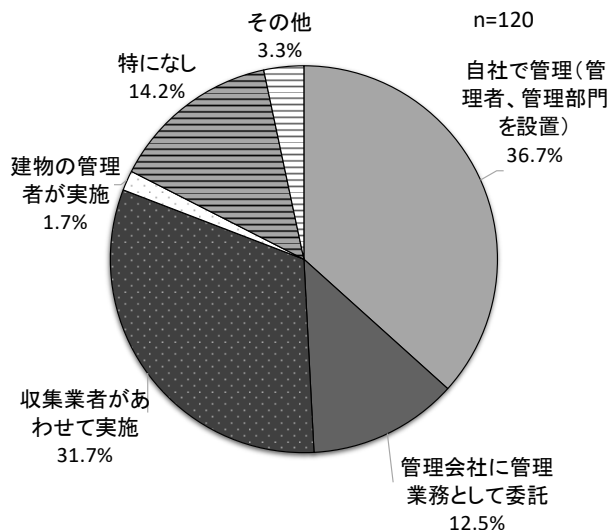
【属性4】 所在地域を教えてください。

所在地域について、「青葉台、幸町、栄町、膝折町、大字膝折、本町、溝沼、大字溝沼」が47.1%で最も多く、次いで「根岸台、大字根岸、大字台、岡、大字岡、仲町」、「朝志ヶ丘、北原、田島、大字田島、西原、浜崎、大字浜崎、宮戸、大字宮戸」となっています。



【問1】 事業所から出るごみの管理について教えてください。

事業所から出るごみの管理について、「自社で管理（管理者、管理部門を設置）」が最も多く、次いで「収集業者があわせて実施」、「特になし」となっています。

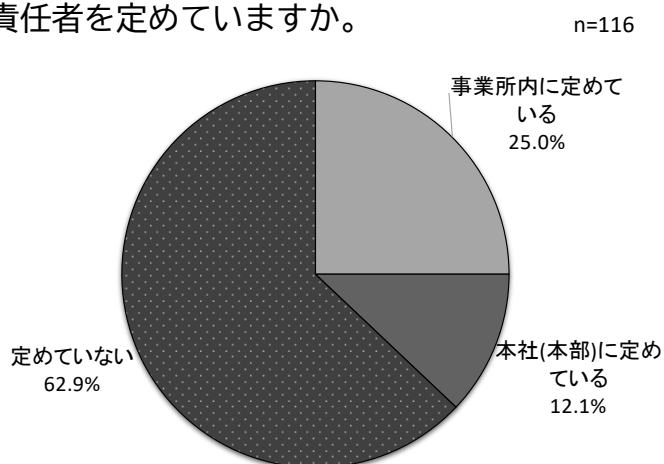


〈その他回答〉

- ・ 収集業者へ持参。
- ・ たまったら、その都度持ち込み。
- ・ 収集日に合わせる。

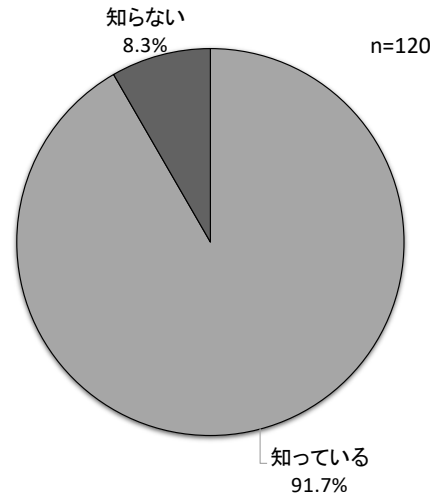
【問2】 あなたの事業所は、廃棄物管理責任者を定めていますか。

廃棄物排出者責任者の配置について、約6割が「定めていない」と回答しています。



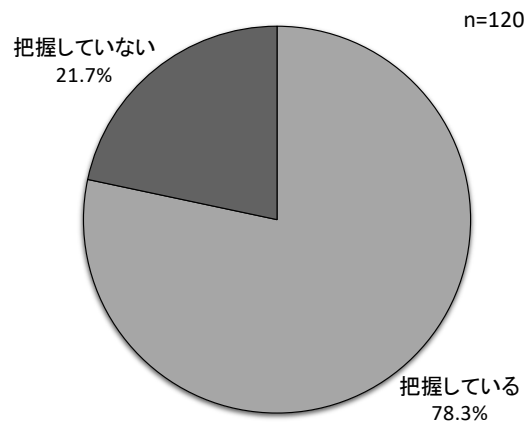
【問3】 事業ごみの分別・処理方法は知っていますか。

事業ごみの分別・処理方法の認知状況について、約9割が「知っている」と回答しています。



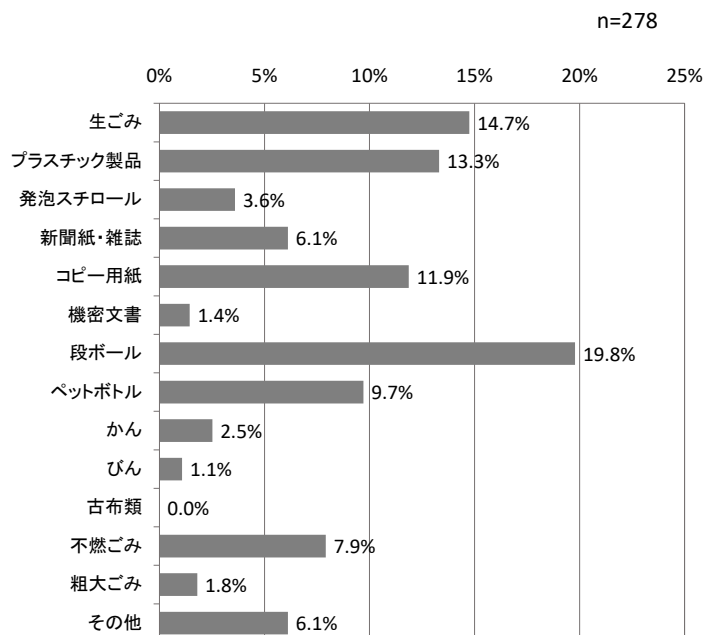
【問4】 事業所から排出されるごみ量を把握していますか。

排出されるごみ量の把握状況について、約8割が「把握している」と回答しています。



【問5】 あなたの事業所で、排出量の多いごみは何ですか。（複数回答）

排出量の多いごみについて、「段ボール」が最も多く、次いで「生ごみ」、「プラスチック製品」となっています。

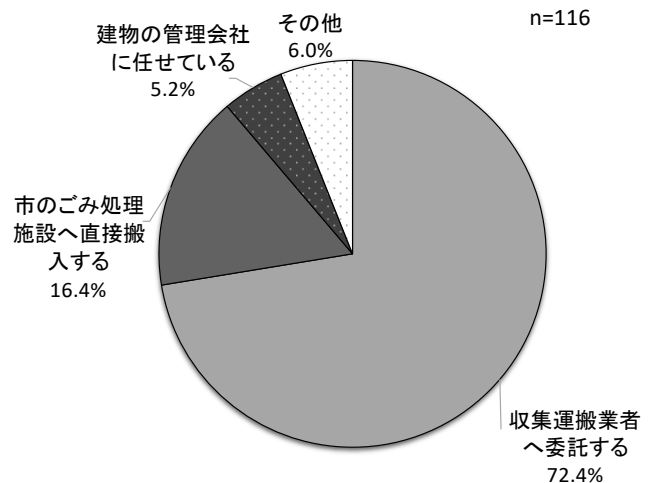


〈その他回答〉

- ・ 木材。
- ・ 紙おむつ。
- ・ 建設資材。
- ・ 塩ビ資材。
- ・ 燃えるゴミ。
- ・ テープ類。
- ・ 損紙。
- ・ 紙粉など。
- ・ 書類（シュレッダーしたもの）。
- ・ ドライクリーニングの溶剤をきれいにするためのエレメント（20kg）×2。

【問6】 事業所から排出されるごみをどのように処理していますか。

排出されるごみの処理方法について、「収集運搬業者へ委託する」が最も多く、次いで「市のごみ処理施設へ直接搬入する」、「建物の管理会社に任せている」となっております。

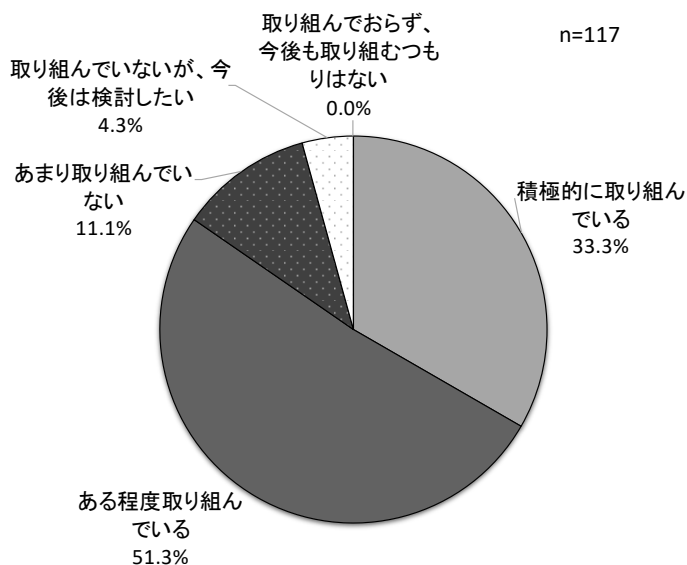


〈その他回答〉

- ・ 排出量がほとんどなく、加えて自宅兼事務所の事業環境のため、ごみを家庭用とまとめてしまっている。
- ・ 社内の焼却炉。

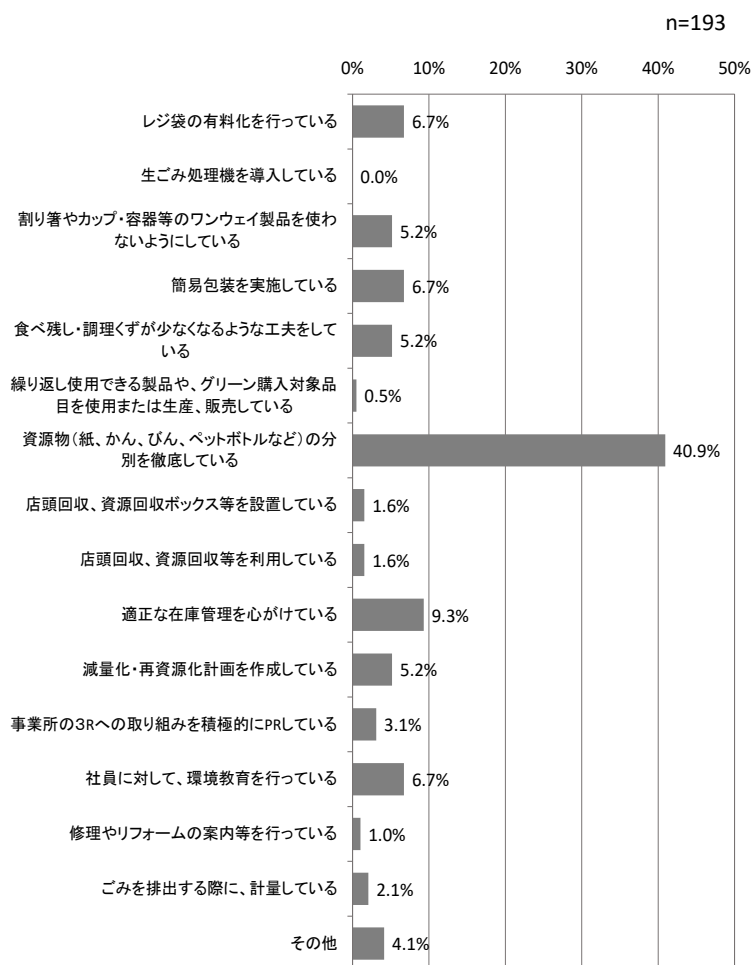
【問7】 あなたの事業所は、日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいますか。

約8割強の事業所が日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいます。



【問8】 ごみの減量や資源化で具体的に取り組んでいることは何ですか。(複数回答) (【問7】で「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答した事業者対象)

ごみの減量や資源化の取組について、「資源物(紙、かん、びん、ペットボトルなど)の分別を徹底している」が最も多く、次いで「適正な在庫管理を心がけている」、「レジ袋の有料化を行っている」、「簡易包装を実施している」、「社員に対して、環境教育を行っている」となっています。

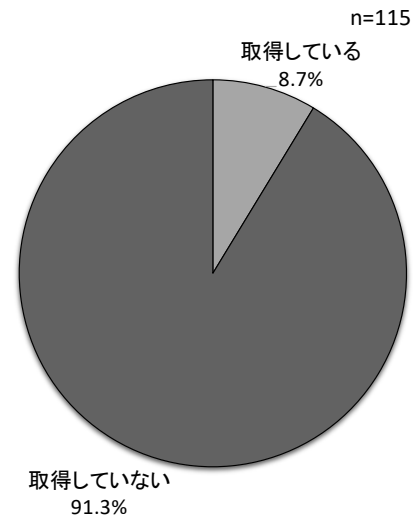


〈その他回答〉

- ・ レジ袋は買わない。
- ・ 生ゴミは堆肥にしている。
- ・ 有価物化推進。
- ・ 裏側再利用。
- ・ ユニバーバ様と空容器のリサイクル回収を実施。

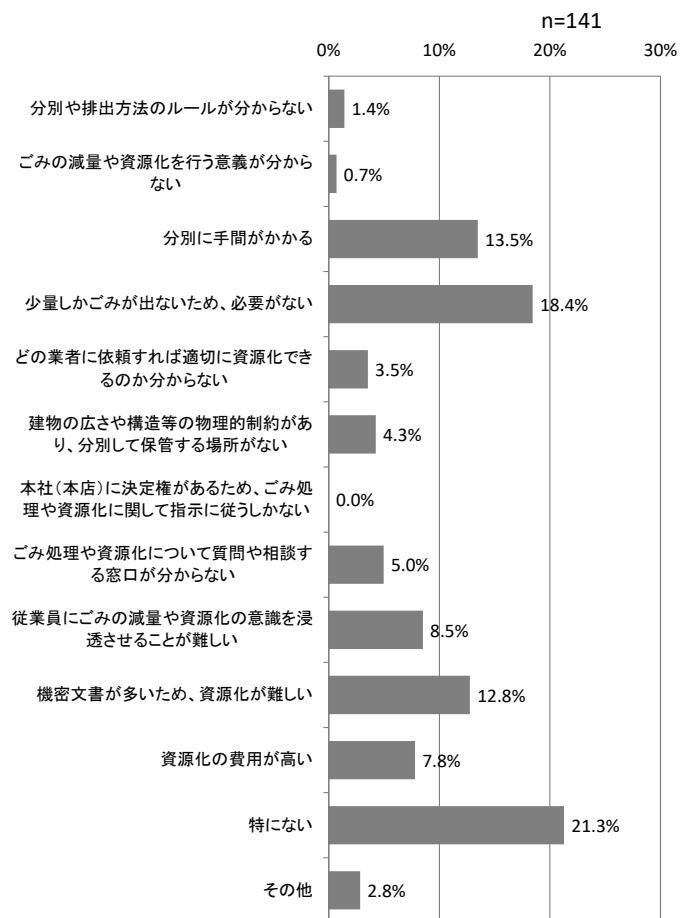
【問9】 あなたの事業所では、環境に関する公的認証（ISO14001など）を取得していますか。

公的認証の取得状況について、約9割が「取得していない」と回答しています。



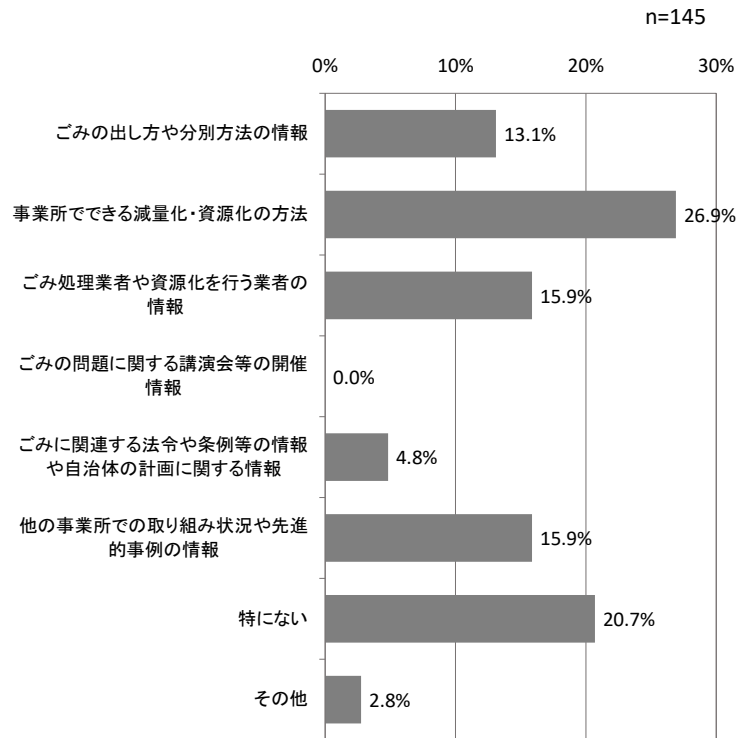
【問10】 あなたの事業所で、ごみ減量や資源化を進めていくうえで主な問題点は何ですか。（複数回答）

ごみ減量や資源化を進めていくうえでの問題点について、「特になし」が最も多く、次いで「少量しかごみが出ないため、必要がない」、「分別に手間がかかる」となっています。



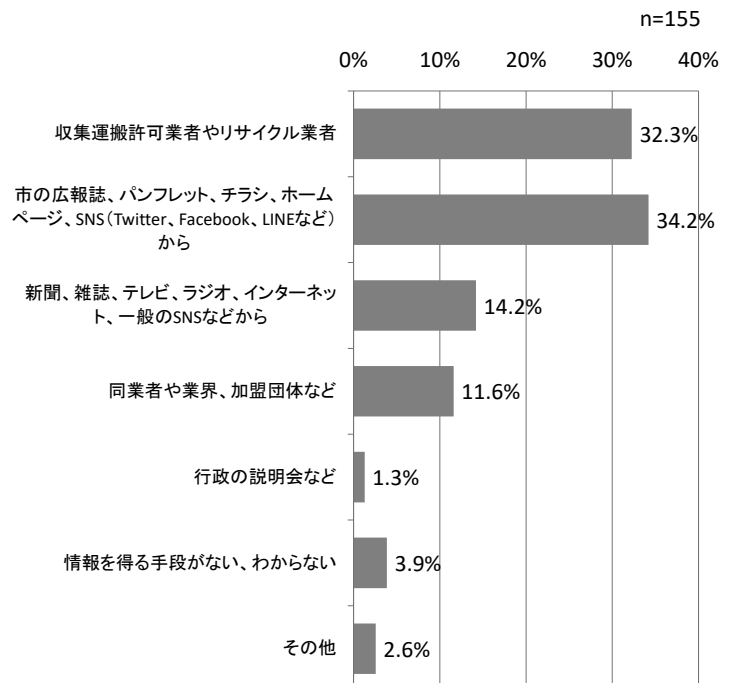
【問11】 あなたの事業所で、ごみの減量や資源化に関してどのような情報が必要と考えますか。(複数回答)

ごみ減量や資源化に対して必要な情報について、「事業所でできる減量化・資源化の方法」が最も多く、次いで「特にない」、「ごみ処理業者や資源化を行う業者の情報」、「他の事業所での取り組み状況や先進的事例の情報」となっています。



【問12】 ごみの減量や資源化など、ごみに関する知識や情報は、主にどのようなところから得ていますか。(複数回答)

ごみに関する知識や情報の入手先について、「市の広報誌、パンフレット、チラシ、ホームページ、SNS (Twitter、Facebook、LINEなど) から」が最も多く、次いで「収集運搬許可業者やリサイクル業者」、「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、一般のSNSなどから」となっています。

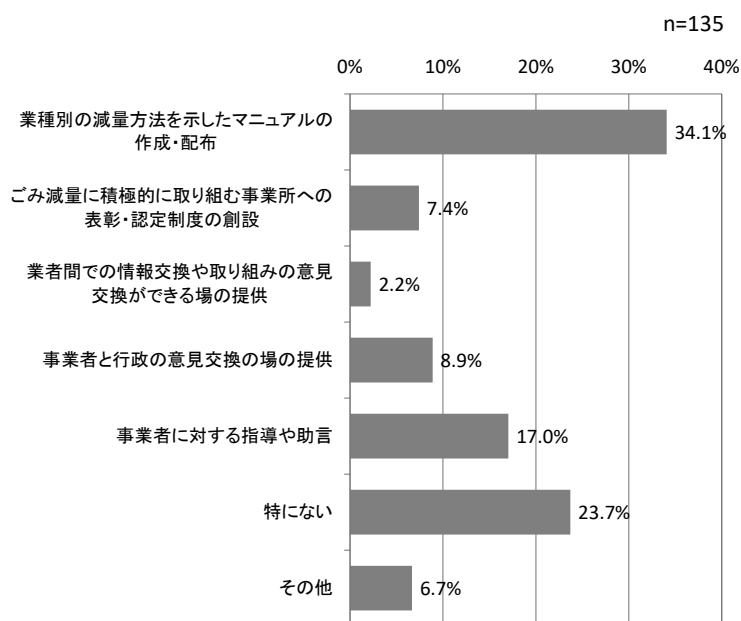


【問13】 ごみの減量や資源化を推進するにあたり、市に期待することは何ですか。（複数回答）

ごみの減量や資源化を推進するにあたり、市には、「業種別の減量方法を示したマニュアルの作成・配布」が最も多く、次いで「特にない」、「事業者に対する指導や助言」が期待されています。

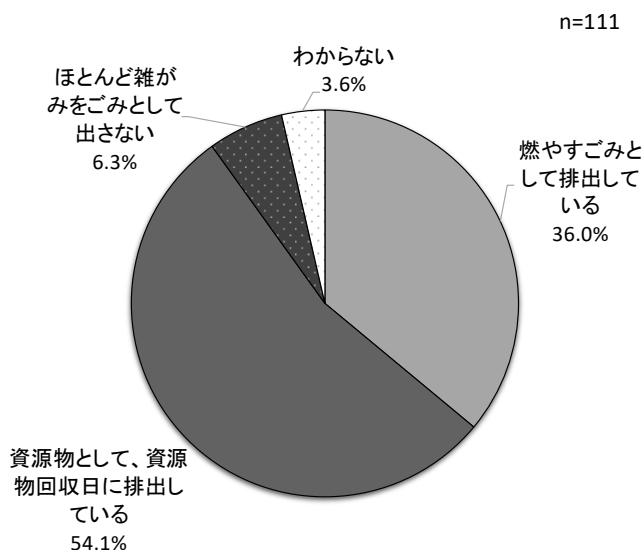
〈その他回答〉

- ・コストを安くする方法。
- ・無償化。
- ・委託料の値上げ。
- ・事業系一廃の搬入は維持させて頂きたいです。



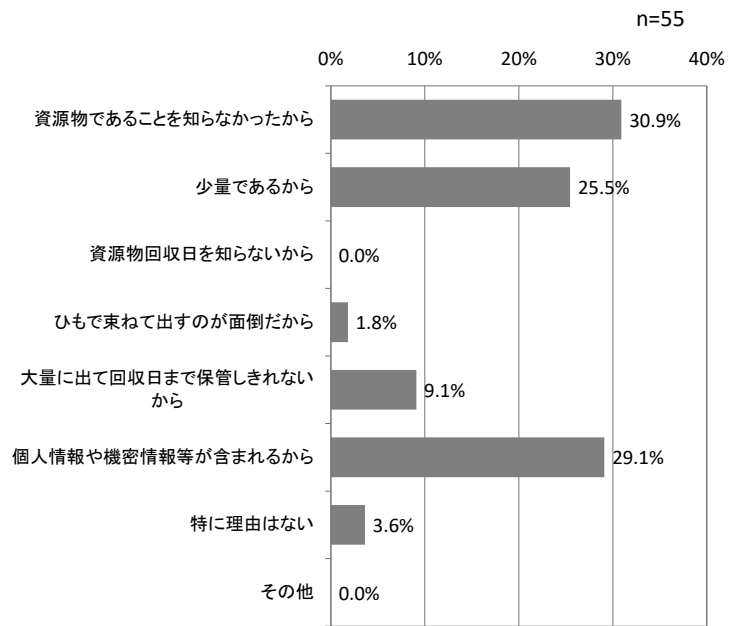
【問14】 古紙類のうち、雑がみはどのように排出していますか。

雑がみの排出について、「資源物として、資源物回収日に排出している」が約5割と最も多く、次いで「燃やすごみとして排出している」、「ほとんど雑紙をごみとして出さない」となっています。



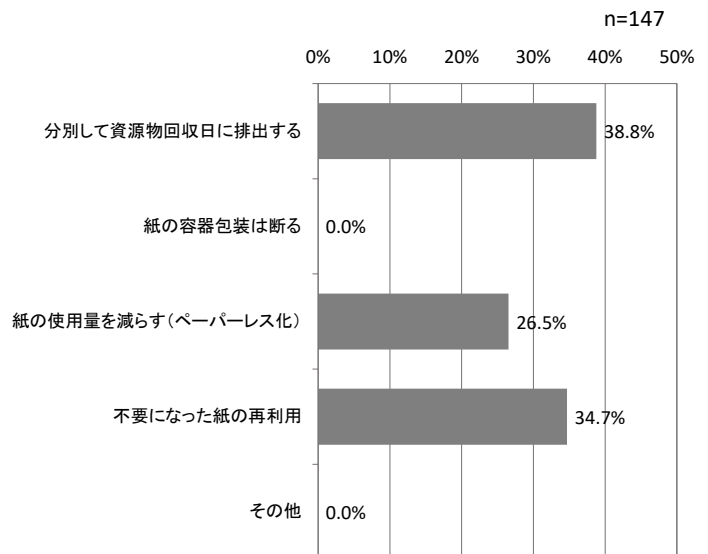
【問15】 雑がみを燃やすごみとして排出した主な理由は何ですか。（複数回答）
 （【問14】で「燃やすごみとして排出している」と回答した事業者対象）

雑がみを燃やすごみとして排出した理由について、「資源物であることを知らなかったから」が最も多く、次いで「個人情報や機密情報等が含まれるから」、「少量であるから」となっています。



【問16】 雑がみをごみとして出さないために実施していることはありますか。（複数回答）

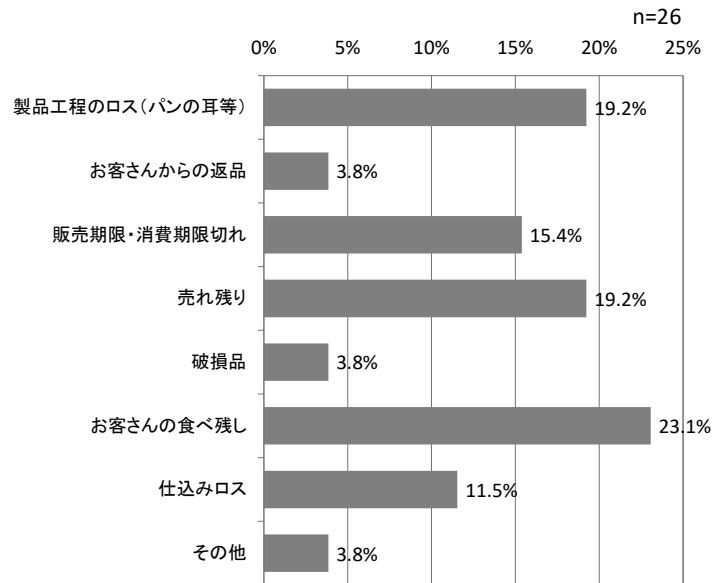
雑がみをごみとして出さないために実施している取り組みについて、「分別して資源物回収日に排出する」が最も多く、次いで「不要になった紙の再利用」、「紙の使用量を減らす（ペーパーレス化）」となっています。



【問17】 あなたの事業所から排出することのある食品ロスの発生要因は何ですか。（複数回答）

（飲食サービス業、食品を扱う小売事業者対象）

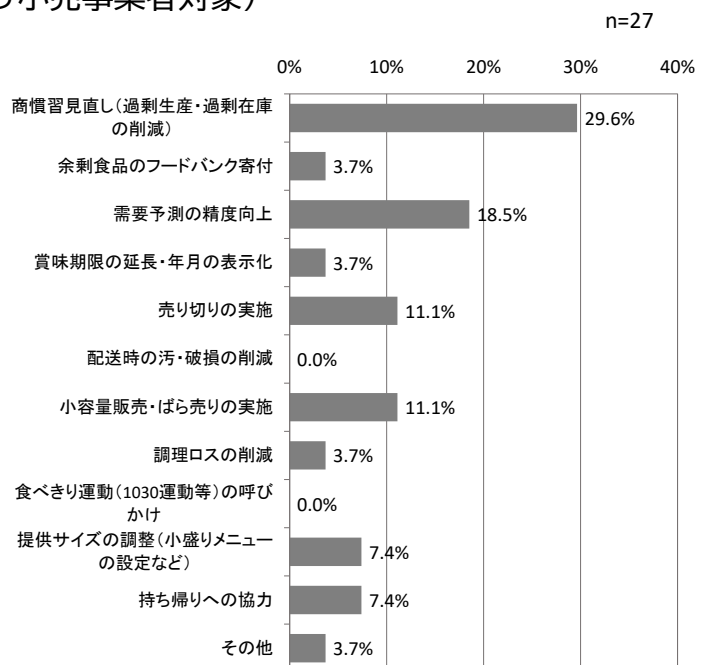
飲食サービス業、食品を扱う小売事業者における食品ロスの発生要因について、「お客様の食べ残し」が最も多く、次いで「製品工程のロス（パンの耳等）」、「売れ残り」となっています。



【問18】 食品ロスを出さないために実施していることはありますか。（複数回答）

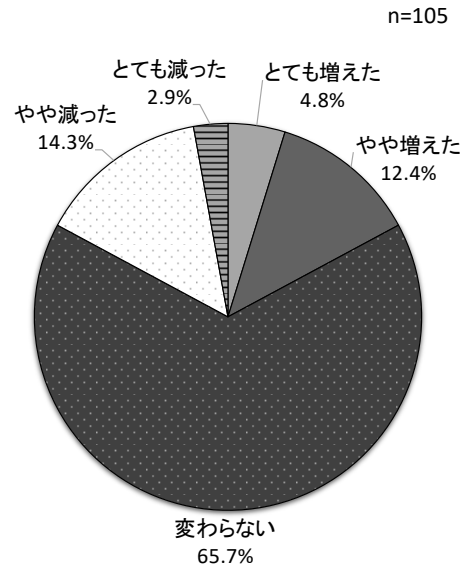
（飲食サービス業、食品を扱う小売事業者対象）

食品ロスを出さないために実施している取り組みについて、「商慣習見直し（過剰生産・過剰在庫の削減）」が最も多く、次いで「需要予測の精度向上」、「売り切りの実施」、「小容量販売・ばら売りの実施」となっています。



【問19】 コロナ禍の前と比べて、あなたの事業所から排出されるごみの量はどのように変化しましたか。

コロナ禍によるごみの量の変化について、「変わらない」が最も多く、次いで「やや減った」、「やや増えた」となっています。



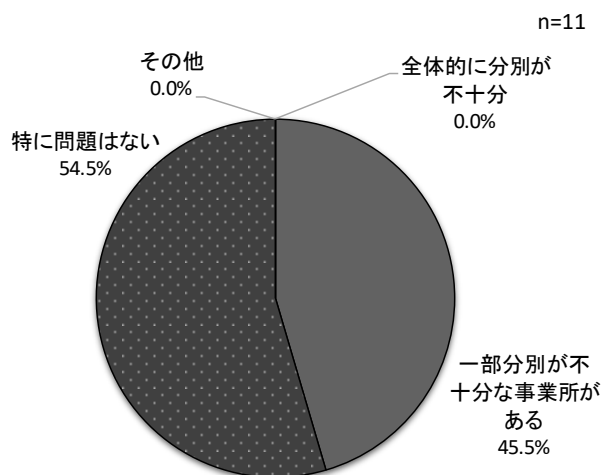
【問20】 その他、朝霞市のごみ問題を良くするためのアイデアや意見等があればご記入ください。

具体的な内容
ゴミを出して〇〇円ではなく事前に処理代を知りたい。
事業所の意識のもち方だと思えます。
事業所にも、リサイクルの徹底を促す事が必要だと思えます。
外国人への説明等（不法投棄するケースがある）
市民みんなが徹底した資源の分別、リサイクル、有価物化を推進し、資源の循環型社会を実現して行かないといけないと考えます。
適正分別により、市の施設に不要な負荷を掛けないよう事業を運営して参ります。引き続きのご指導の程お願い致します。

4) 収集運搬業者（許可業者）

【問1】 朝霞市内の契約事業所から排出されるごみの分別状況について、どのように思いますか。

朝霞市内の契約事業所から排出されるごみの分別状況について、「特に問題はない」が54.5%、「一分別が不十分な事業所がある」が45.5%となっています。

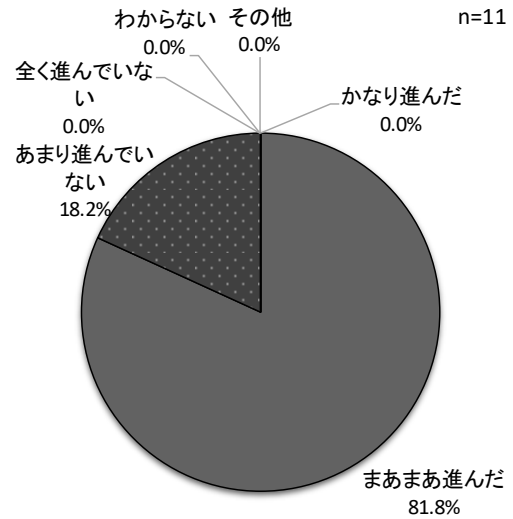


【問2】 分別を良くするために、どのような対策・対応が必要とご思いますか。
（問1で「全体的に分別が不十分」又は「一分別が不十分な事業所がある」と回答した事業者対象）

回 答
事業者理解を求めていく必要もあるが、処理場でも臨機応変に対応していただく必要がある。
事業系一般廃棄物の分別表を細かく分かりやすいものを市で作成して頂きたい。
コンビニなどは外にごみ箱を置かないようにして中に置くようにしてもらおう。後は排出事業者へ分別の徹底を促す。
分別の基準がよく分からないという声が多いので、明示した資料の共有や不適物の多い業者に対する罰則の制定など根本的な抑止が必要だと思っております。
弊社の取り組みとして、回収時に分別不良があった際は残置した上で排出事業者へ再分別をお願いしておりますが、「お願い」が基本となっております。再三にわたり改善されない場合は、朝霞市様にご相談の上、朝霞市様より直接注意喚起等を行っていただけるとより効果があると考えております。

【問3】 朝霞市内の契約事業所の分別に対する意識や取組はこの5年間で進んだと思いますか。

朝霞市内の契約事業所の分別に対する意識や取組の進展について、約8割が「まあまあ進んだ」となっています。



【問4】 朝霞市内における収集・運搬の問題点について、ご自由にお書きください。

回 答
近年では収集業者と契約事業者との間に管理会社が入っており、話がスムーズに通りにくいいため様々な問題が多くある。
処分費の支払いを振り込みにしていただきたい。
弊社の顧客コンビニエンスストアにおいては、店舗内にごみ箱を設置しごみ減量と分別に取り組んでいただいておりますが、ごみ配置場、入退路の一部交通渋滞等時間調整をしながらの収集運搬となっています。
処理場（クリーンセンター）内での一般車両が自由に走行するため搬入しづらい。